

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
<p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）第48条第1項の許可であって特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について一括して許可を行うもの及び法第25条第1項の許可であって特定国において特定の技術を提供することを目的とする取引又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引について一括して許可を行うものについて、<u>一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可の要件、許可に付する条件、各種手続き及び有効期限等を次のとおり定める。</u></p> <p>I 一般包括許可</p> <p>1 一般包括許可の種類 <u>一般包括許可の種類は一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括役務取引許可とする。</u></p> <p>2 <u>一般包括許可の申請者</u> <u>一般包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「特定手続等運用通達」という。）に定めるところにより申請を行う者</u></p> <p><u>(2) 次の①又は②のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>① 輸出者等遵守基準を定める省令（平成21年経済産業省令第60号）第1条第一号イに定める該非確認責任者及び同条第二号イに定める統括責任者を選定し、申請時に、これらの者について経済産業大臣に登録を行う者</u></p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）第48条第1項の許可であって特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出について一括して許可を行うもの及び法第25条第1項の許可であって特定国において特定の技術を提供することを目的とする取引又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引について一括して許可を行うものについて、<u>一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可の要件、許可に付する条件、各種手続き及び有効期限等を次のとおり定める。</u></p> <p>I 一般包括許可</p> <p>1 一般包括許可の種類 <u>一般包括許可の種類は特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可並びに一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可とする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

② 「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号）別紙1に定める外為法等遵守事項を全て含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。以下「輸出管理内部規程」という。）の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易検査官室（以下「安全保障貿易検査官室」という。）から「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程受理票（以下「輸出管理内部規程受理票」という。）及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（以下「チェックリスト受理票」という。）の交付を受けている者。

ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社及び関連会社の指導」の実施状況については、一般包括許可を行う場合における評価対象としない。

3 一般包括許可の要件

(1) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可

申請者が、以下の①若しくは②のいずれか又は両方の行為を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を行う。

① 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第3に掲げる地域を仕向地として同表第1の2から14までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合

② 輸出令別表第3に掲げる地域において外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は輸出令別表第3に掲げる地域の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合

(2) 一般包括役務取引許可

申請者が、輸出令別表第3に掲げる地域において外為令別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供するこ

とを目的とする取引を行おうとする場合又は輸出令別表第3に掲げる地域の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括役務取引許可を行う。

4 一般包括許可の範囲

(1) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は、以下の①に該当する輸出及び②に該当する役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由する場合は、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用できない。なお、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

① 別表Aにおいて「一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地（輸出令別表第3に掲げる地域（別表Aの「い地域①」をいう。）に限る。）の組合せとなる輸出

② 別表Bにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術（使用に係るプログラムに限る（ソースコードが提供されるものを除く。））及びその提供地（（技術の提供を受ける非居住者が属する外国を含む。以下同じ。）輸出令別表第3に掲げる地域（別表Bの「い地域①」をいう。）に限る。）の組合せとなる取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても輸出令別表第3に掲げる地域であることを要する。

(2) 一般包括役務取引許可

一般包括役務取引許可の範囲は、以下に該当する役務取引とする。なお、一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

別表Bにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地（輸出令別表第3に掲げる地域（別表Bの「い地域①」をいう。）に限る。）の組合せとなる取引。ただし、提供地

となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても輸出令別表第3に掲げる地域であることを要する。

5 一般包括許可の申請手続

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき申請を行わなければならない。

なお、2の（2）①の要件により申請を行う者については、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号。以下「特定手続等申請項目通達」という。）により該当の申請項目が規定されるまでの間は、申請時に統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a）1通を申請窓口へ郵送又は提出すること。

2の（2）②の要件により申請を行う者については、チェックリスト受理票（申請前13月の間に発行されたものに限る。）の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出又は1通を申請窓口へ郵送若しくは提出すること。

6 一般包括許可の条件

（1）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可には、別表1の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

（2）一般包括役務取引許可の条件

一般包括役務取引許可には、別表2の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

7 一般包括許可の変更

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は一般包括役務取引許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、特定手続等運用通達の定めるところにより、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

なお、2の（2）①の要件により申請を行った者の統括責任者

又は該非確認責任者が変更された場合は、一般包括許可の変更の必要はないが、特定手続等申請項目通達により該当の申請項目が規定されるまでの間は、統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）を当該許可を受けた窓口へ速やかに提出しなければならない。2の（2）②の要件により申請を行った者が申請者名又は住所を変更したときは、変更後のチェックリスト受理票の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出又は1通を当該許可を受けた窓口にて郵送若しくは提出しなければならない。

また、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届（様式第5）、住居表示変更届（様式第6）を当該許可を受けた窓口へ当該許可証の写しとともに速やかに提出しなければならない。代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書等の写しを当該許可を受けた窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

8. 一般包括許可の申請窓口

一般包括許可の申請は、経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。

- ・ 関東経済産業局（埼玉県さいたま市）・・・全国
- ・ 中部経済産業局（愛知県名古屋市）・・・全国
- ・ 近畿経済産業局（大阪府大阪市）・・・全国
- ・ 上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省組織令（平成12年政令第254号。）第102条に掲げる管轄地域
- ・ 通商事務所（東京都、横浜市、神戸市）・・・通商事務所が属する当該経済産業局の管轄地域
- ・ 沖縄総合事務局・・・内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条に掲げる地域

（注）上記（ ）内は、所在地を示す。

9 一般包括許可の有効期限

一般包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。ただし、7に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

10 一般包括許可の更新

(1) 9にかかわらず、一般包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

(2) 更新申請の時期

一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする一般包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。

(3) 更新のための手続

一般包括許可の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に定めるところにより手続を行わなければならない。

なお、2の(2)②の要件により申請を行った者については、チェックリスト受理票(申請前13月の間に発行されたものに限る。)の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出又は1通を申請窓口へ郵送若しくは提出すること。

11 一般包括許可の取消及び失効

(1) 一般包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、一般包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

(2) 一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可及び

一般包括役務取引許可を受けた場合の一時失効

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括役務取引許可を受けた者が一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できる技術を一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可によって提供したときには、当該技術の提供に限り、一般包括役務取引許可は失効していたものとみなす。

同様に、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び一般包括役務取引許可を受けた者が一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できる技術を一般包括役務取引許可によって提供したときには、当該技術の提供に限り、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効していたものとみなす。

- (3) 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた場合の一時失効
一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた者が一般包括許可を適用できる貨物又は技術を「い地域①」に特別一般包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、一般包括許可は失効していたものとみなす。

1.2 その他

(1) 書類の提出窓口

8のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) 輸出管理内部規程：安全保障貿易検査官室

(ロ) 代表者名変更届：許可を行った申請窓口

(ハ) 住居表示変更届：許可を行った申請窓口

(ニ) 統括・該非確認責任者変更届：許可を行った申請窓口

(ホ) 「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）：安全保障貿易検査官室

(ヘ) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出若しくは報告又は一般包括許可が効力を失う場合：経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）

(ト) 輸出管理内部規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

(2) 輸出管理内部規程に関する変更等

一般包括許可をもつ者のうち、2の(2)②の要件により申請を行った者について以下の事実があったときは、輸出管理内部規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室がチェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。

- ① 輸出管理内部規程に変更があったとき
- ② 合併、会社分割、事業譲渡等により組織上重大な変化があったとき

(3) 書類の大きさ

本輸出注意事項に定める提出書類は、別に定めがない限りにおいては、A列4番とする。ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

II 特別一般包括許可

1 特別一般包括許可の種類

特別一般包括許可の種類は特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可とする。

2 特別一般包括許可の申請者

特別一般包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者。

ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社及び関連会社の指導」の実施状況については、特別一般包括許可を行う場合における評価対象としない。

(新規)

2 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可

(1) 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可の申請者

特別一般包括輸出許可又は特別一般包括役務取引許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17・02・23貿局第6号輸出注意事項17第9号）別紙1に定める外為法等遵守事項を全て含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。以下「輸出管理内部規程」という。）の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易検査官室（以下「安全保障貿易検査官室」という。）から「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程受理票（以下「輸出管理内部規程受理票」という。）及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票（以下「チェックリスト受理票」という。）の交付を受けている者。

(2) 外為法等遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査（立入検査を含む。以下同じ。）を受けている者（実地の調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。）

(3) 輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき社内審査を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者

注) (2)、(3)の要件を満たす者から、分社化等によりこれらを事実上承継している者による申請のときは、原則として、(2)、(3)の要件を満たす者とする。

なお、特別一般包括許可申請明細書に実地の調査を受けていること及び貨物の輸出等に係る輸出管理内部規程に基づく社内審査体制を事実上承継している旨を記載すること。

(4) 申請に先立ち、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会（以下「適格説明会」という。）を受講している者（天災その他やむを得ない事情がある者を除く。）

3 特別一般包括許可の要件

(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請者が、以下の①若しくは②のいずれか又は両方の行為を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を行う。

① 特定の地域を仕向地として輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合

② 特定国において外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に特定の技術を提供するこ

ただし、外為法等遵守事項中「7 子会社及び関連会社の指導」の実施状況については、特別一般包括輸出許可又は特別一般包括役務取引許可を行う場合における評価対象としない。

② 外為法等遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査（立入検査を含む。以下同じ。）を受けている者（実地の調査に基づく書面による指導を受けた者は、これに従わなければならない。）

③ 輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき社内審査を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者

注) ②、③の要件を満たす者から、分社化等によりこれらを事実上承継している者による申請のときは、原則として、②、③の要件を満たす者とする。

なお、特別一般包括許可申請明細書に実地の調査を受けていること及び貨物の輸出等に係る輸出管理内部規程に基づく社内審査体制を事実上承継している旨を記載すること。

④ 申請に先立ち、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会（以下「適格説明会」という。）を受講している者（天災その他やむを得ない事情がある者を除く。）

(2) 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可の要件

① 特別一般包括輸出許可

申請者が、特定の地域を仕向地として輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別一般包括輸出許可を行う。

(新規)

とを目的とする取引を行おうとする場合

(2) 特別一般包括役務取引許可

申請者が、特定国において外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別一般包括役務取引許可を行う。

4 特別一般包括許可の範囲

(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から③までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を經由又は仕向地とする場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用できない。なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

① 別表Aにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出

② 輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出のうち、外国から輸入された貨物を返送するために行われる輸出であって、次のいずれかに該当するもの（以下単に「返送に係る輸出」という。）。

イ～ハ（略）

なお、返送に係る輸出に該当する輸出であって、輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物であるか16の項の中欄に掲げる貨物であるか必ずしも明らかでないものの輸出についても、別表3左欄の条件を履行する限りにおいて、返送に係る輸出と同様の取扱をもって輸出申告を行うことができるものとする。

③ 別表Bにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる技術（使用に係るプログラムに限る（ソースコードが提供される

② 特別一般包括役務取引許可

申請者が、特定国において外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の2から15までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特別一般包括役務取引許可を行う。

(3) 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可の範囲

① 特別一般包括輸出許可

特別一般包括輸出許可の範囲は次の(i)又は(ii)に該当する輸出とする。ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を經由又は仕向地とする場合は、特別一般包括輸出許可は適用できない。

(i) 別表Aにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出

(ii) 輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出のうち、外国から輸入された貨物を返送するために行われる輸出であって、次のいずれかに該当するもの（以下単に「返送に係る輸出」という。）。

イ～ハ（略）

なお、返送に係る輸出に該当する輸出であって、輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物であるか16の項の中欄に掲げる貨物であるか必ずしも明らかでないものの輸出についても、別表1左欄の条件を履行する限りにおいて、返送に係る輸出と同様の取扱をもって輸出申告を行うことができるものとする。

(新規)

ものを除く。))及びその提供地の組合せとなる取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方(契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。)が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特別一般」と表記されていることを要する。

(2) 特別一般包括役務取引許可

特別一般包括役務取引許可の範囲は次の①又は②のいずれかに該当する取引とする。なお、特別一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

① 別表Bにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せとなる取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方(契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。)が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特別一般」と表記されていることを要する。

② 外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる技術を輸出令別表第3の2及び同表第4に掲げる地域以外の外国において提供する取引又は当該外国の非居住者に提供する取引のうち、外国から提供された、又は外国の非居住者から提供された技術(以下単に「外国から提供された技術」という。)を返送するために行われる技術の提供であって次のいずれかに該当するもの(以下単に「返送に係る技術の提供」という。)

イ～ニ(略)

なお、返送に係る技術の提供に該当する技術の提供であって、外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる技術であるか16の項の中欄に掲げる技術であるか必ずしも明らかでないものの提供についても、別表4左欄の条件を履行する限りにおいて、返送に係る技術の提供と同様の取扱を行うことができるものとする。

5 特別一般包括許可の申請手続

② 特別一般包括役務取引許可の範囲

特別一般包括役務取引許可の範囲は次の(i)又は(ii)に該当する取引とする。なお、特別一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

(i) 別表Bにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地(技術の提供を受ける非居住者が属する外国を含む。以下この規定及びIの3(3)②において同じ。)の組合せとなる取引(提供地となる特定国と取引の相手方(契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。)が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特別一般」と表記されていることを要する。)

(ii) 外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる技術を輸出令別表第3の2及び同表第4に掲げる地域以外の外国において提供する取引又は当該外国の非居住者に提供する取引のうち、外国から提供された、又は外国の非居住者から提供された技術(以下単に「外国から提供された技術」という。)を返送するために行われる技術の提供であって次のいずれかに該当するもの(以下単に「返送に係る技術の提供」という。)

イ～ニ(略)

なお、返送に係る技術の提供に該当する技術の提供であって、外為令別表の2から15までの項の中欄に掲げる技術であるか16の項の中欄に掲げる技術であるか必ずしも明らかでないものの提供についても、別表2左欄の条件を履行する限りにおいて、返送に係る技術の提供と同様の取扱を行うことができるものとする。

(4) 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可の申請

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括役務取引許可を受けようとする者は、様式第1に定める特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請書又は様式第2に定める特別一般包括役務取引許可申請書2通を含む以下の書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(イ) 許可申請書・・・2通

① 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の場合

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請書（様式第1）

②（略）

(ロ)～(ニ)（略）

6 特別一般包括許可の条件

(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可
特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可には、別表3の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

(2) 特別一般包括役務取引許可

特別一般包括役務取引許可には、別表4の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

7 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の分割

(1) 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、申請に基づき特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の分割をすることができる。

(2) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の分割手続

(イ) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の申請と同時に分割を受けるとき

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の申請と同時に当該許可証の分割の申請を併せて行うときは、5に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請書

手続

特別一般包括輸出許可又は特別一般包括役務取引許可を受けようとする者は、様式第1に定める特別一般包括輸出許可申請書又は様式第2に定める特別一般包括役務取引許可申請書2通を含む以下の書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(イ) 許可申請書・・・2通

① 特別一般包括輸出許可の場合

特別一般包括輸出許可申請書（様式第1）

②（略）

(ロ)～(ニ)（略）

(5) 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可の条件

① 特別一般包括輸出許可

特別一般包括輸出許可には、別表1の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

② 特別一般包括役務取引許可

特別一般包括役務取引許可には、別表2の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

(6) 特別一般包括輸出許可証の分割

① 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、申請に基づき特別一般包括輸出許可証の分割をすることができる。

② 特別一般包括輸出許可証の分割手続

(イ) 特別一般包括輸出許可申請と同時に分割を受けるとき

特別一般包括輸出許可の申請と同時に当該許可証の分割の申請を併せて行うときは、Iの2(4)に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特別一般包括輸出許可申請書を申請窓口提出しなければならない。

を申請窓口に提出しなければならない。

(ロ) 既に発行された特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の分割を受けるとき

既に発行された特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の分割を受けようとするときは、分割を必要とする通数に1を加えた通数の特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請書、包括輸出許可証分割申請理由書（様式第4）及び既に発行された特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の写し1通を申請窓口に提出しなければならない。

また、分割された特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の発行を受けるときは、既に発行された特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証を申請窓口に提出しなければならない。提出された当該許可証は、必要な追記が行われたのち、申請者に返却される。

。

8 特別一般包括許可の変更

(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括役務取引許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。申請者は、新たな特別一般包括許可を受けるときは、既に発行された特別一般包括許可の許可証（以下「原許可証」という。）を返還しなければならない。

。

(2) 申請者名又は住所を変更したときは、許可申請書2通、特別一般包括許可申請明細書1通、原許可証の写し1通、変更後のチェックリスト受理票の写し1通及び分割を必要とするときは必要とする通数の許可申請書を既に発行された特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は特別一般包括役務取引許可を受けた申請窓口に提出しなければならない。変更された特別一般包括許可証を受けるときは、既に発行された特別一般包括許可証及び分割された特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証を返還しなければならない。

。

なお、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、特別一般包括許可の変更の必要はないが、代表

(ロ) 既に発行された特別一般包括輸出許可証の分割を受けるとき

既に発行された特別一般包括輸出許可証の分割を受けようとするときは、分割を必要とする通数に1を加えた通数の特別一般包括輸出許可申請書、包括輸出許可証分割申請理由書（様式第4）及び既に発行された特別一般包括輸出許可証の写し1通を申請窓口に提出しなければならない。

また、分割された特別一般包括輸出許可証の発行を受けるときは、既に発行された特別一般包括輸出許可証を申請窓口に提出しなければならない。提出された当該許可証は、必要な追記が行われたのち、申請者に返却される。

(7) 特別一般包括輸出許可及び特別一般包括役務取引許可の変更

① 特別一般包括輸出許可又は特別一般包括役務取引許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。申請者は、新たな特別一般包括許可を受けるときは、既に発行された特別一般包括許可の許可証（以下「原許可証」という。）を返還しなければならない。

② 申請者名又は住所を変更したときは、許可申請書2通、特別一般包括許可申請明細書1通、原許可証の写し1通、変更後のチェックリスト受理票の写し1通及び分割を必要とするときは必要とする通数の許可申請書を既に発行された特別一般包括輸出許可又は特別一般包括役務取引許可を受けた申請窓口に提出しなければならない。変更された特別一般包括許可証を受けるときは、既に発行された特別一般包括許可証及び分割された特別一般包括輸出許可証を返還しなければならない。

なお、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、特別一般包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届（様式第5）、住居表示変更届（様式第6）

者名変更届（様式第5）、住居表示変更届（様式第6）を当該許可を受けた窓口へ当該許可証の写しとともに速やかに提出しなければならない。代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

（削除）

を当該許可を受けた窓口へ当該許可証の写しとともに速やかに提出しなければならない。代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

3 一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可

（1）一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可の申請者

一般包括輸出許可又は一般包括役務取引許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

① 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「特定手続等運用通達」という。）に定めるところにより申請を行う者

② 輸出者等遵守基準を定める省令（平成21年経済産業省令第60号）第1条第一号イに定める該非確認責任者及び同条第二号イに定める統括責任者を選定し、申請時に、これらの者について経済産業大臣に登録を行う者又はIの2（1）①の要件を満たす者

（2）一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可の要件

① 一般包括輸出許可

申請者が、輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地として同表第1の2から14までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括輸出許可を行う。

② 一般包括役務取引許可

申請者が、輸出令別表第3に掲げる地域において外為令別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合又は輸出令別表第3に掲げる地域の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、一般包括役務取引許可を行う。

(3) 一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可の範囲

① 一般包括輸出許可

一般包括輸出許可の範囲は、別表Aにおいて「一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地（輸出令別表第3に掲げる地域（別表Aの「い地域①」をいう。）に限る。）の組合せとなる輸出とする。ただし、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由する場合は、一般包括輸出許可は適用できない。

② 一般包括役務取引許可の範囲

一般包括役務取引許可の範囲は、別表Bにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地（輸出令別表第3に掲げる地域（別表Bの「い地域①」をいう。）に限る。）の組合せとなる取引（提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても輸出令別表第3に掲げる地域であることを要する。）とする。なお、一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

(4) 一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可の申請手続

一般包括輸出許可又は一般包括役務取引許可を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき申請を行わなければならない。なお、申請時に統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a）1通を申請受付窓口に郵送又は提出すること

(5) 一般包括輸出許可及び一般包括役務許可の条件

① 一般包括輸出許可

一般包括輸出許可には、別表3の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

② 一般包括役務取引許可

一般包括役務取引許可には、別表4の左欄に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

(6) 一般包括輸出許可及び一般包括役務許可の変更

一般包括輸出許可又は一般包括役務取引許可を受けた者の変更の手続は、特定手続等運用通達に定めるところによる。

なお、統括責任者又は該非確認責任者が変更された場合は、

一般包括輸出許可又は一般包括役務取引許可の変更の必要はないが、統括責任者・該非確認責任者変更届（様式aの2）を当該許可を受けた窓口へ速やかに提出しなければならない。

9 特別一般包括許可の申請窓口

特別一般包括許可の申請は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における特別一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。

- ・ 関東経済産業局（埼玉県さいたま市）・・・全国
 - ・ 中部経済産業局（愛知県名古屋市）・・・全国
 - ・ 近畿経済産業局（大阪府大阪市）・・・全国
 - ・ 上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省組織令（平成12年政令第254号。）第102条に掲げる管轄地域
 - ・ 通商事務所（東京都、横浜市、神戸市）・・・通商事務所が属する当該経済産業局の管轄地域
 - ・ 沖縄総合事務局・・・内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条に掲げる地域
- （注）上記（ ）内は、所在地を示す。

10 特別一般包括許可の有効期限

特別一般包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。ただし、8に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲内において経済産業大臣の定める日とする。

11 特別一般包括許可の更新

(1) 10にかかわらず、特別一般包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。許可の更新を受けた者は、原許可証を返

4 一般包括許可の申請窓口

一般包括許可の申請は、経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に行わなければならない。なお、各経済産業局又は沖縄総合事務局における一般包括許可の事務は、申請者の本店が次に掲げる区域内にあるものについて行う。

- ・ 関東経済産業局（埼玉県さいたま市）・・・全国
 - ・ 中部経済産業局（愛知県名古屋市）・・・全国
 - ・ 近畿経済産業局（大阪府大阪市）・・・全国
 - ・ 上記以外の経済産業局（北海道経済産業局（札幌市）、東北経済産業局（仙台市）、中国経済産業局（広島市）、四国経済産業局（高松市）、九州経済産業局（福岡市））・・・経済産業省組織令（平成12年政令第254号。）第102条に掲げる管轄地域
 - ・ 通商事務所（東京都、横浜市、神戸市）・・・通商事務所が属する当該経済産業局の管轄地域
 - ・ 沖縄総合事務局・・・内閣府設置法（平成11年法律第89号）第44条に掲げる地域
- （注）上記（ ）内は、所在地を示す。

5 一般包括許可の有効期限

一般包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。ただし、1の2（7）又は3（6）に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲内において経済産業大臣の定める日とする。

6 一般包括許可の更新

(1) 1の5にかかわらず、一般包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。許可の更新を受けた者は、原許可証を返

返還することを必要としない。

(2) 更新申請の時期

特別一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特別一般包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。ただし、様式第1を利用した特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証又は様式第2を利用した特別一般包括役務取引許可証を、特定手続等運用通達の別紙様式第1の特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証又は別紙様式第3の特別一般包括役務取引許可証に更新する場合は、更新しようとする特別一般包括許可の有効期限の3月前の日以前に申請を行うことができるが、更新される許可の有効期限については、(1)の規定にかかわらず、当該更新を行う日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とし、許可の更新を受ける者は、原許可証を返還することが必要である。

(3) 更新のための手続

特別一般包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(ホ)の書類を提出しなければならない。

(イ) 許可申請書・・・2通

- ① 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の場合
特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請書（様式第1）

- ② 特別一般包括役務取引許可の場合
特別一般包括役務取引許可申請書（様式第2）

(ロ) 特別一般包括許可申請明細書（様式第3。5の(ロ)に同じ。）・・・1通

(ハ) チェックリスト受理票の写し（5の(ハ)に同じ。）・・・1通

(ニ) (略)

(ホ) 適格説明会の受講実績（5の(ニ)に同じ。）・・・1通

(ヘ) 分割を必要とするときは、必要とする通数の許可申請書

1 2 特別一般包括許可の取消及び失効

還することを必要としない。

(2) 更新申請の時期

一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする一般包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。ただし、様式第1を利用した特別一般包括輸出許可証又は様式第2を利用した特別一般包括役務取引許可証を、特定手続等運用通達の別紙様式第1の特別一般包括輸出許可証又は別紙様式第3の特別一般包括役務取引許可証に更新する場合は、更新しようとする一般包括許可の有効期限の3月前の日以前に申請を行うことができるが、更新される許可の有効期限については、(1)の規定にかかわらず、当該更新を行う日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とし、許可の更新を受ける者は、原許可証を返還することが必要である。

(3) 更新のための手続

一般包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(ホ)の書類を提出しなければならない。なお、Iの3の許可を受けた者の更新の手続は、特定手続等運用通達に定めるところにより行わなければならない。

(イ) 許可申請書・・・2通

- ① 特別一般包括輸出許可の場合
特別一般包括輸出許可申請書

- ② 特別一般包括役務取引許可の場合
特別一般包括役務取引許可申請書

(ロ) 特別一般包括許可申請明細書・・・1通

(ハ) チェックリスト受理票の写し（Iの2(4)の(ハ)に同じ。）・・・1通

(ニ) (略)

(ホ) 適格説明会の受講実績（Iの2(4)の(ニ)に同じ。）・・・1通

(新規)

7 一般包括許可の取消及び失効

(1) 特別一般包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき

経済産業大臣は、特別一般包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

(2) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可を受けた場合の一時失効

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可を受けた者が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できる技術を特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可によって提供したときには、当該技術の提供に限り、特別一般包括役務取引許可は失効していたものとみなす。

同様に、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可を受けた者が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用できる技術を特別一般包括役務取引許可によって提供したときには、当該技術の提供に限り、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効していたものとみなす。

(3) 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた場合の一時失効

一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた者が一般包括許可を適用できる貨物又は技術を「い地域①」に一般包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別一般包括許可は失効していたものとみなす。

1.3 その他

(1) 書類の提出窓口

9のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ)～(ハ) (略)

(削除)

経済産業大臣は、一般包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、Iの2(1)、(2)若しくは3(1)、(2)の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

(新規)

(新規)

8 その他

(1) 書類の提出窓口

Iの4のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ)～(ハ) (略)

(二) 統括責任者・該非確認責任者変更届：申請窓口

(ニ) チェックリスト：安全保障貿易検査官室

(ホ) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出若しくは報告、輸出される貨物の需要者若しくは提供される技術を利用する者が軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関である場合に必要となる届出又は特別一般包括許可が効力を失う場合：安全保障貿易審査課

(ヘ) 輸出管理内部規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

(2) 輸出管理内部規程に関する変更等

特別一般包括許可をもつ者について以下の事実があったときは、輸出管理内部規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室がチェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。

①～② (略)

(3) (略)

III 特定包括許可

1 (略)

2 特定包括許可の申請者

特定包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1)～(2) (略)

(3) 輸入者（買主及び荷受人をいう。以下同じ。）及び需要者（輸出された貨物を費消し、又は加工する者をいう。以下同じ。）との間で、又は取引の相手方及び利用する者（その取引に係る技術の提供を受けて利用する者をいう。以下同じ。）との間で、それぞれ5（5）に定めるいずれかの継続的な取引関係等を有する者

(4) (略)

(5) 申請に先立ち、その役員又は正規職員が適格説明会を受講している者（天災その他やむを得ない事情がある者を除く。）

(ホ) チェックリスト：安全保障貿易検査官室

(ヘ) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出若しくは報告、輸出される貨物の需要者若しくは提供される技術を利用する者が軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関である場合に必要となる届出又は一般包括許可が効力を失う場合：経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）

(ト) 輸出管理内部規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室

(2) 輸出管理内部規程に関する変更等

一般包括許可をもつ者について以下の事実があったときは、輸出管理内部規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室がチェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。

①～② (略)

(3) (略)

II 特定包括許可

1 (略)

2 特定包括許可の申請者

特定包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1)～(2) (略)

(3) 輸入者（買主及び荷受人をいう。以下同じ。）及び需要者（輸出された貨物を費消し、又は加工する者をいう。以下同じ。）との間で、又は取引の相手方及び利用する者（その取引に係る技術の提供を受けて利用する者をいう。以下同じ。）との間で、それぞれ5（6）に定めるいずれかの継続的な取引関係等を有する者

(4) (略)

(5) 申請に先立ち、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会を受講している者（天災その他やむを得ない事情がある者を除く。）

3 特定包括許可の要件

(1) 特定包括輸出許可

申請者が、継続的な取引関係等を有する同一の相手方に対し輸出令別表第1の2から14までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括輸出許可を行う。

なお、継続的な取引関係等を有する輸入者又は需要者の要件は以下のとおり。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 申請者に対し特定包括輸出許可により輸出された貨物を適切に管理することを内容とする誓約書を提出していること(需要者に限る)。

(ニ) 輸入者と需要者が異なる場合は、契約書その他の申請者が入手した文書等により、輸出しようとする貨物が需要者に到達することが確かか確認できること。

(2) 特定包括役務取引許可

申請者が、継続的な取引関係等を有する同一の者との間で行う外為令別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括役務取引許可を行う。

なお、継続的な取引関係等を有する取引の相手方又は利用する者の要件は以下のとおり。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 申請者に対し特定包括役務取引許可により提供される技術を適切に管理することを内容とする誓約書を提出していること(利用する者に限る)。

(ニ) 取引の相手方と利用する者が異なる場合は、契約書その他の申請者が入手した文書等により、提供しようとする技術が利用する者に到達することが確かか確認できること。

4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

3 特定包括許可の要件

(1) 特定包括輸出許可

申請者が、継続的な取引関係等を有する同一の相手方に対し輸出令別表第1の2から14までの項の中欄に掲げる特定の貨物の輸出を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括輸出許可を行う。

なお、継続的な取引関係等を有する輸入者又は需要者の要件は以下のとおり。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 申請者に対し特定包括輸出許可により輸出された貨物を適切に管理することを内容とする誓約書を提出していること。

(新規)

(2) 特定包括役務取引許可

申請者が、継続的な取引関係等を有する同一の者との間で行う外為令別表の2から14までの項の中欄に掲げる特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする場合に、一括して許可を行ってもその取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げることとならないと認められるときは、特定包括役務取引許可を行う。

なお、継続的な取引関係等を有する取引の相手方又は利用する者の要件は以下のとおり。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) 申請者に対し特定包括役務取引許可により提供される技術を適切に管理することを内容とする誓約書を提出していること。

(新規)

4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1) ~ (3) (略)

(4) 申請に必要な書類

特定包括許可を受けようとする者は、次の(イ) ~ (ロ)の書類を、申請窓口提出しなければならない。

(イ) 許可申請書・・・2通

① 特定包括輸出許可の場合

特定包括輸出許可申請書(様式第7)

(注1) 仕向地及び特定包括輸出許可を申請する輸出に係る貨物の範囲が同一の場合には、仕向地ごとを申請単位とすることをもって、同一の申請書により複数の買主及び複数の荷受人・需要者について申請することができる。この場合、同様式の別紙1又は別紙2をのり付けして添付すること。

(注2) 特定手続等運用通達に定めるところにより申請する場合であって、特定包括輸出許可を申請する輸出に係る貨物の範囲が同一の場合は、同一の申請により複数の仕向地、買主及び荷受人・需要者について申請することができる。

② 特定包括役務取引許可の場合

特定包括役務取引許可申請書(様式第8)

(注1) 提供地及び特定包括役務取引許可を申請する役務取引の内容が同一の場合には、提供地ごとを申請単位とすることをもって、同一の申請書により複数の取引の相手方及び複数の利用する者について申請することができる。この場合、同様式の別紙1又は別紙2をのり付けして添付すること。

(注2) 特定手続等運用通達に定めるところにより申請する場合であって、特定包括役務取引許可を申請する役務取引の内容が同一の場合は、同一の申請により複数の提供地、取引の相手方及び利用する者について申請することができる。

(ロ) (略)

(ハ) チェックリスト受理票の写し(IIの5(ハ)に同じ。)・・・1通

(ニ) 適格説明会の受講実績(IIの5(ニ)に同じ。)・・・1通

(1) ~ (3) (略)

(4) 申請に必要な書類

特定包括許可を受けようとする者は、次の(イ) ~ (ロ)の書類を、申請窓口提出しなければならない。

(イ) 許可申請書・・・2通

① 特定包括輸出許可の場合

特定包括輸出許可申請書(様式第7)

(注) 仕向地及び特定包括輸出許可を申請する輸出に係る貨物の範囲が同一の場合には、仕向地ごとを申請単位とすることをもって、同一の申請書により複数の買主及び複数の荷受人・需要者について申請することができる。この場合、同様式の別紙1又は別紙2をのり付けして添付すること。

(新規)

② 特定包括役務取引許可の場合

特定包括役務取引許可申請書(様式第8)

(注) 提供地及び特定包括役務取引許可を申請する役務取引の内容が同一の場合には、提供地ごとを申請単位とすることをもって、同一の申請書により複数の取引の相手方及び複数の利用する者について申請することができる。

この場合、同様式の別紙1又は別紙2をのり付けして添付すること。

(新規)

(ロ) (略)

(ハ) チェックリスト受理票の写し(Iの2(4)(ハ)に同じ。)・・・1通

(ニ) 適格説明会の受講実績(Iの2(4)(ニ)に同じ。)・・・1通

(ホ)～(ヘ) (略)
(ト) 需要者の誓約書

① (略)

② 特定包括役務取引許可申請の場合

提出書類通達様式2の誓約書・・・原本及び写し1通
(注1) ①及び②の誓約書の記載については、提出書類通達別記1(カ)及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・貨物等の説明(同様式2第2節(a))の欄及び契約番号/契約のサイン日(同様式2第2節(c))の欄は、輸出者と包括的な契約等があれば、その契約書等に記載されている貨物等及び契約番号を記載すること。(5)の①d)又は②d)に該当する場合には、該当する輸出許可の許可番号及び許可日を記載すること。該当する契約等がない場合には、貨物等の説明(同様式2第2節(a))の欄に、予定するまたは想定される貨物等の内容を記載し、契約のサイン日(同様式2第2節(c))は空欄で構わない。
- ・輸出する貨物等の数量・重量(同様式2第2節(b))は空欄で構わない。
- ・貨物等の用途(同様式2第3節(a))は、同様式2第2節(a)に記載した貨物等の用途を記載すること。

(注2) (略)

(注1) (5)の①c)又は②c)に該当する場合であって、当該一のプラントに係る特定包括許可証を保有する者が既に存在しており、(ヘ)の書類で申請者が当該プラントの取引に関与していることが確認できる場合には、(ホ)の書類の提出を不要とすることができる。ただし、輸入者と需要者又は取引の相手方と利用する者が異なる場合はこの限りではない。

また、(5)の①c)又は②c)に該当する場合であって、(ト)の書類に申請者名が、宛先の一つに含まれていること、かつ、誓約書の貨物等の欄の記載内容に申請貨物が含まれている場合には、一のプラントの取引に関与している申請者間で(ト)の書類を共有することができる。

(ホ)～(ヘ) (略)
(ト) 需要者の誓約書

① (略)

② 特定包括役務取引許可申請の場合

提出書類通達様式2の誓約書・・・原本及び写し1通
(注1) ①及び②の誓約書の記載については、提出書類通達別記1(カ)及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・貨物等の説明(同様式2第2節(a))の欄及び契約番号/契約のサイン日(同様式2第2節(c))の欄は、輸出者と包括的な契約等があれば、その契約書等に記載されている貨物等及び契約番号を記載すること。該当する契約等がない場合には、貨物等の説明(同様式2第2節(a))の欄に、予定するまたは想定される貨物等の内容を記載し、契約のサイン日(同様式2第2節(c))は空欄で構わない。
- ・輸出する貨物等の数量・重量(同様式2第2節(b))は空欄で構わない。
- ・貨物等の用途(同様式2第3節(a))は、同様式2第2節(a)に記載した貨物等の用途を記載すること。

(注2) (略)

(注) (5)の①c)又は②c)に該当する場合であって、当該一のプラントに係る特定包括許可証を保有する者が既に存在しており、(ヘ)の書類で申請者が当該プラントの取引に関与していることが確認できる場合には、(ホ)の書類の提出を不要とすることができる。

また、(5)の①c)又は②c)に該当する場合であって、(ト)の書類に申請者名が、宛先の一つに含まれていること、かつ、誓約書の貨物等の欄の記載内容に申請貨物が含まれている場合には、一のプラントの取引に関与している申請者間で(ト)の書類を共有することができる。

(注2) 必要に応じて、上記(イ)から(ト)以外の書類の提出を求めることがある。

(5) (略)

6 (略)

7 特定包括輸出許可証の分割

(1) (略)

(2) 特定包括輸出許可証の分割手続

(イ) 特定包括輸出許可申請と同時に分割を受けるとき

特定包括輸出許可の申請と同時に当該許可証の分割の申請を併せて行うときは、5(4)に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特定包括輸出許可申請書を申請窓口に提出しなければならない。

(ロ) (略)

8 特定包括許可の変更

(1) (略)

(2) 特定包括許可の変更手続

申請者名、住所又は取引の内容の変更をしたときは、変更に係る次の書類(ただし、当該変更に係るものに限る。)を申請窓口に提出しなければならない。

変更された特定包括許可証を受けるときは、既に発行された特定包括許可証及び分割された特定包括輸出許可証を返還しなければならない。

(イ) 申請者、輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者の名称又は住所について変更が生じたとき。

ただし、③及び④については、対象となる輸入者、取引の相手方、需要者又は利用する者に係るものに限る。また、⑦については、申請者に係る変更が生じたときに限る。

①～② (略)

③ 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書(5(4)(ホ)に同じ。)・・・1通

④～⑥ (略)

⑦ 変更後のチェックリスト受理票の写し(Ⅱの5(ハ)に同じ。)・・・1通

(ロ) 輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者を追加しよ

(新規)

(5) (略)

6 (略)

7 特定包括輸出許可証の分割

(1) (略)

(2) 特定包括輸出許可証の分割手続

(イ) 特定包括輸出許可申請と同時に分割を受けるとき

特定包括輸出許可の申請と同時に当該許可証の分割の申請を併せて行うときは、Ⅱの5(4)に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特定包括輸出許可申請書を申請窓口に提出しなければならない。

(ロ) (略)

8 特定包括許可の変更

(1) (略)

(2) 特定包括許可の変更手続

申請者名、住所又は取引の内容の変更をしたときは、変更に係る次の書類(ただし、当該変更に係るものに限る。)を申請窓口に提出しなければならない。

変更された特定包括許可証を受けるときは、既に発行された特定包括許可証及び分割された特定包括輸出許可証を返還しなければならない。

(イ) 申請者、輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者の名称又は住所について変更が生じたとき。

ただし、③及び④については、対象となる輸入者又は取引の相手方に係るものに限る。

①～② (略)

③ 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書等(Ⅱの5(4)(ホ)に同じ。)・・・1通

④～⑥ (略)

⑦ チェックリスト受理票の写し(Ⅰの2(4)(ハ)に同じ。)・・・1通

(ロ) 輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者を追加しよ

うとするとき。

ただし、③から⑤については、対象となる輸入者、取引の相手方、需要者又は利用する者に係るものに限る。

①～② (略)

③ 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書 (5 (4) (ホ) に同じ。) …… 1通

④ (略)

⑤ 5 (4) (ト) の誓約書

⑥～⑦ (略)

(ハ) ～ (ニ) (略)

(ホ) 5 (5) の① d) 又は 5 (5) の② d) に該当する場合であって、許可を受けた輸出に係る貨物の内容を追加しようとするとき。

① 許可申請書 …… 2通

② 特定包括許可の変更に係る申請理由書 …… 1通

③ 追加する内容に該当する、個別許可を受けた輸出許可証の写し …… 1通

④ 5 (4) (ト) の誓約書

⑤ 原許可証の写し …… 1通

⑥ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定包括輸出許可申請書

(注) 必要に応じて、上記 (イ) から (ホ) 以外の書類の提出を求めることがある。

なお、法人の代表者名が変更された場合又は単なる住居表示の変更の場合は、特定包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届 (様式第5)、住居表示変更届 (様式第6) を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。

代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

9 特定包括許可の有効期限

特定包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、8に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可

うとするとき。

ただし、③から⑤については、対象となる輸入者、取引の相手方、需要者又は利用する者に係るものに限る。

①～② (略)

③ 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書 (IIの5 (4) (ホ) に同じ。) …… 1通

④ (略)

⑤ IIの5 (4) (ト) の誓約書

⑥～⑦ (略)

(ハ) ～ (ニ) (略)

(新規)

(新規)

なお、法人の代表者名が変更された場合又は単なる住居表示の変更の場合は、特定包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届 (様式第5)、住居表示変更届 (様式第6) を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。

代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

9 特定包括許可の有効期限

特定包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、IIの8に基づく変更の申請である場合には、変更前の

の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

10 特定包括許可の更新

(1) 9にかかわらず、特定包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

(2) 更新申請の時期

特定包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特定包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。ただし、様式第7を利用した特定包括輸出許可証又は様式第8を利用した特定包括役務取引許可証を、特定手続等運用通達の別紙様式第5の特定包括輸出許可証、別紙様式第5の2の特定包括輸出・役務取引許可証又は別紙様式第6の特定包括役務取引許可証に更新する場合は、更新しようとする特定包括許可の有効期限の3月前の日以前に申請を行うことができるが、更新される許可の有効期限については、(1)の規定にかかわらず、当該更新を行う日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とし、許可の更新を受ける者は、原許可証を返還することが必要である。

(3) 更新のための手続

特定包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(リ)の書類を提出しなければならない。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) チェックリスト受理票の写し (IIの5 (ハ) に同じ。) ・
・ ・ 1通

(ニ) 適格説明会の受講実績 (IIの5 (ニ) に同じ。) ・ ・ ・ 1通

(ホ) 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書 (5 (4) (ホ) に同じ。) ・ ・ ・ 1通

(ヘ) (略)

(ト) 5 (4) (ト) の誓約書

(チ)～(リ) (略)

許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

10 特定包括許可の更新

(1) IIの9にかかわらず、特定包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

(2) 更新申請の時期

特定包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特定包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。ただし、様式第7を利用した特定包括輸出許可証又は様式第8を利用した特定包括役務取引許可証を、特定手続等運用通達の別紙様式第5の特定包括輸出許可証又は別紙様式第6の特定包括役務取引許可証に更新する場合は、更新しようとする特定包括許可の有効期限の3月前の日以前に申請を行うことができるが、更新される許可の有効期限については、IIの9の規定にかかわらず、当該更新を行う日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とし、許可の更新を受ける者は、原許可証を返還することが必要である。

(3) 更新のための手続

特定包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(リ)の書類を提出しなければならない。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) チェックリスト受理票の写し (Iの2 (4) (ハ) に同じ。) ・ ・ ・ 1通

(ニ) 適格説明会の受講実績 (Iの2 (4) (ニ) に同じ。) ・
・ ・ 1通

(ホ) 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書 (IIの5 (4) (ホ) に同じ。) ・ ・ ・ 1通

(ヘ) (略)

(ト) IIの5 (4) (ト) の誓約書

(チ)～(リ) (略)

(注) 必要に応じて、上記（イ）から（リ）以外の書類の提出を
求めることがある。

1 1 特定包括許可の取消及び失効

経済産業大臣は、特定包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

1 2 その他

(1) 書類の提出窓口

5 (3) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) ～ (ト) (略)

(2) ～ (3) (略)

IV 特別返品等包括許可

1 (略)

2 特別返品等包括許可の申請者

特定返品等包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 特別返品等包括輸出・役務取引許可の申請をした日から起算して過去1年間に、輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき社内審査を実施した上で4 (1) に該当する貨物の輸出又は4 (2) に該当する技術の提供を合計5回以上行ったことがある者

(4) ～ (5) (略)

(新規)

1 1 特定包括許可の取消及び失効

経済産業大臣は、特定包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、IIの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産業大臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

1 2 その他

(1) 書類の提出窓口

IIの5 (3) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) ～ (ト) (略)

(2) ～ (3) (略)

III 特別返品等包括許可

1 (略)

2 特別返品等包括許可の申請者

特定返品等包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 特別返品等包括輸出・役務取引許可の申請をした日から起算して過去1年間に、輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき社内審査を実施した上でIIIの4 (1) に該当する貨物の輸出又は4 (2) に該当する技術の提供を合計5回以上行ったことがある者

(4) ～ (5) (略)

3～4（略）

5 特別返品等包括許可の申請手続

(1)～(2)（略）

(3) 申請に必要な書類

特別返品等包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(リ)の書類を申請窓口提出しなければならない。

(イ)～(ロ)（略）

(ハ) チェックリスト受理票の写し（Ⅱの5（ハ）に同じ。）・
・・1通

(ニ) 適格説明会の受講実績（Ⅱの5（ニ）に同じ。）・
・・1通

(ホ) 実績を示す書類

2（3）に係る貨物の輸出又は技術の提供を行った実績を記した書類（当該輸出にあつては、許可年月日、許可番号、通関申告番号及び通関年月日を、当該技術提供にあつては、許可年月日及び許可番号を、当該技術提供が貨物に内蔵されたものである場合にあつては、許可年月日、許可番号、当該貨物の通関申告番号及び通関年月日を明記すること。）

(ヘ)～(チ)（略）

(リ) 6に掲げる条件に基づく貨物の積み戻し又は技術の回収に関する教育等のための文書（例えば、教育計画）

(4)（略）

6（略）

7 特別返品等包括輸出・役務取引許可証の分割

(1)（略）

(2) 特別返品等包括許可証の分割手続

(イ) 特別返品等包括輸出・役務取引許可申請と同時に分割を受けるとき

特別返品等包括輸出・役務取引許可の申請と同時に当該許可証の分割を受けようとするときは、5（3）に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書を申請窓口提出しなければならない。

(ロ)（略）

3～4（略）

5 特別返品等包括許可の申請手続

(1)～(2)（略）

(3) 申請に必要な書類

特別返品等包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(リ)の書類を申請窓口提出しなければならない。

(イ)～(ロ)（略）

(ハ) チェックリスト受理票の写し（Ⅰの2（4）（ハ）に同じ。）・
・・1通

(ニ) 適格説明会の受講実績（Ⅰの2（4）（ニ）に同じ。）・
・・1通

(ホ) 実績を示す書類

Ⅲの2（3）に係る貨物の輸出又は技術の提供を行った実績を記した書類（当該輸出にあつては、許可年月日、許可番号、通関申告番号及び通関年月日を、当該技術提供にあつては、許可年月日及び許可番号を、当該技術提供が貨物に内蔵されたものである場合にあつては、許可年月日、許可番号、当該貨物の通関申告番号及び通関年月日を明記すること。）

(ヘ)～(チ)（略）

(リ) Ⅲの6に掲げる条件に基づく貨物の積み戻し又は技術の回収に関する教育等のための文書（例えば、教育計画）

(4)（略）

6（略）

7 特別返品等包括輸出・役務取引許可証の分割

(1)（略）

(2) 特別返品等包括許可証の分割手続

(イ) 特別返品等包括輸出許可・役務取引申請と同時に分割を受けるとき

特別返品等包括輸出・役務取引許可の申請と同時に当該許可証の分割を受けようとするときは、Ⅲの5（3）に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書を申請窓口提出しなければならない。

(ロ)（略）

8 (略)

9 特別返品等包括許可の有効期限

特別返品等包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、8に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲内において経済産業大臣の定める日とする。

1 0 特別返品等包括許可の更新

(1) 9にかかわらず、特別返品等包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

(2) (略)

(3) 更新のための手続

特別返品等包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(チ)の書類を提出しなければならない。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) チェックリスト受理票の写し (IIの5 (ハ) に同じ。) ・
・ ・ 1通

(ニ) 適格説明会の受講実績 (IIの5 (ニ) に同じ。) ・ ・ ・ 1通

(ホ) 原許可証の有効期間中における実績を示す書類 ・ ・ ・ 1通
原則として、6に掲げる条件に基づく貨物の輸出又は技術の提供に係る実績報告の写しとする。

(ヘ) 5 (3) (ヘ)～(リ)の書類 ・ ・ ・ 各1通

(ト)～(チ) (略)

1 1 特別返品等包括許可の取消

経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があ

8 (略)

9 特別返品等包括許可の有効期限

特別返品等包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、IIIの8に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲内において経済産業大臣の定める日とする。

1 0 特別返品等包括許可の更新

(1) IIIの9にかかわらず、特別返品等包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

(2) (略)

(3) 更新のための手続

特別返品等包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(チ)の書類を提出しなければならない。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) チェックリスト受理票の写し (Iの2 (4) (ハ) に同じ) ・
・ ・ ・ 1通

(ニ) 適格説明会の受講実績 (Iの2 (4) (ニ) に同じ。) ・
・ ・ 1通

(ホ) 原許可証の有効期間中における実績を示す書類 ・ ・ ・ 1通
原則として、IIIの6に掲げる条件に基づく貨物の輸出又は技術の提供に係る実績報告の写しとする。

(ヘ) IIIの5 (3) (ヘ)～(リ)の書類 ・ ・ ・ 各1通

(ト)～(チ) (略)

1 1 特別返品等包括許可の取消

経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、IIIの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要

ると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

1 2 その他

(1) 書類の提出窓口

5 (2) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) ~ (ト) (略)

(2) ~ (3) (略)

V 特定子会社包括許可

1 (略)

2 特定子会社包括許可の対象となる子会社

特定子会社包括許可の対象となる子会社は、次のいずれかに該当する者（以下「特定子会社」という。）とする。

なお、特定子会社は、3の申請者に対し特定子会社包括輸出・役務取引許可により輸出された貨物又は提供された技術を適切に管理することを内容とする誓約書を提出し、その誓約書の確実な実施のための社内管理体制を構築し、年1回、報告書を自社の株式の過半数を有する申請者に提出し、指導・監査を受けること。

(1) ~ (2) (略)

3 特定子会社包括許可の申請者

特定子会社包括許可の申請を行うことができる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)から(7)までのいずれにも該当する者とする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 申請に先立ち、その役員又は正規職員が適格説明会を受講している者（天災その他やむを得ない事情がある者を除く。）

4 ~ 5 (略)

6 特定子会社包括許可の申請手続

(1) ~ (2) (略)

があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

1 2 その他

(1) 書類の提出窓口

IIIの5 (2) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) ~ (ト) (略)

(2) ~ (3) (略)

IV 特定子会社包括許可

1 (略)

2 特定子会社包括許可の対象となる子会社

特定子会社包括許可の対象となる子会社は、次のいずれかに該当する者（以下「特定子会社」という。）とする。

なお、特定子会社は、IVの3の申請者に対し特定子会社包括輸出・役務取引許可により輸出された貨物又は提供された技術を適切に管理することを内容とする誓約書を提出し、その誓約書の確実な実施のための社内管理体制を構築し、年1回、報告書を自社の株式の過半数を有する申請者に提出し、指導・監査を受けること。

(1) ~ (2) (略)

3 特定子会社包括許可の申請者

特定子会社包括許可の申請を行うことができる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)から(7)までのいずれにも該当する者とする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 申請に先立ち、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会を受講している者（天災その他やむを得ない事情がある者を除く。）

4 ~ 5 (略)

6 特定子会社包括許可の申請手続

(1) ~ (2) (略)

(3) 申請に必要な書類

特定子会社包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(リ)の書類を申請窓口へ提出しなければならない。

(イ) (略)

(ロ) 特定子会社包括許可申請明細書(様式第15)・・・1通
(特定子会社を輸入者又は取引の相手方として、特定子会社と継続的な取引関係(Ⅲの5(5)の②a)又はb)に該当するものをいう。)を有する特定子会社以外の者(貨物の最終需要者又は技術を利用する者をいう。以下「最終需要者等」という。)に対して、貨物の再販売若しくは再輸出又は技術の再提供(以下「再販売等」という。)を行おうとすることが明らかな場合は、当該最終需要者等の名称等を記載すること。)

(ハ) チェックリスト受理票の写し(Ⅱの5(ハ)に同じ。)・・・1通

(ニ) 適格説明会の受講実績(Ⅱの5(ニ)に同じ。)・・・1通

(ホ) 特定子会社の概要の説明書

① 特定子会社の所在地、事業内容、組織、資本関係、主な販売先等に係る説明書

② (略)

(ヘ)～(ト) (略)

(チ) 特定子会社の誓約書

(あ) 特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者となる場合

提出書類通達様式2の誓約書・・・原本及び写し1通

注1) 誓約書の記載については、提出書類通達別記1(カ)及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・買主名、買主の住所、荷受人名、荷受人の住所、最終需要者名、最終需要者の住所(同様式2第1節(b)から(g))については、特定子会社名、特定子会社の住所を記載する。
- ・輸出する貨物等の欄(同様式2第2節(a))については、「包括許可取扱要領Ⅴの5に規定する貨物及び技術の範囲」と記載して構わない。
- ・輸出する貨物等の数量・重量(同様式2第2節(b))

(3) 申請に必要な書類

特定子会社包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(リ)の書類を申請窓口へ提出しなければならない。

(イ) (略)

(ロ) 特定子会社包括許可申請明細書(様式第15)・・・1通
(特定子会社を輸入者又は取引の相手方として、特定子会社と継続的な取引関係(Ⅱ5(5)の②a)又はb)に該当するものをいう。)を有する特定子会社以外の者(貨物の最終需要者又は技術を利用する者をいう。以下「最終需要者等」という。)に対して、貨物の再販売若しくは再輸出又は技術の再提供(以下「再販売等」という。)を行おうとすることが明らかな場合は、当該最終需要者等の名称等を記載すること。)

(ハ) チェックリスト受理票の写し(Ⅰの2(4)(ハ)に同じ。)・・・1通

(ニ) 適格説明会の受講実績(Ⅰの2(4)(ニ)に同じ。)・・・1通

(ホ) 特定子会社の概要の説明書

① 需要者の所在地、事業内容、組織、資本関係、主な販売先等に係る説明書

② (略)

(ヘ)～(ト) (略)

(チ) 特定子会社の誓約書

(あ) 特定子会社が貨物の最終需要者又は技術を利用する者となる場合

提出書類通達様式2の誓約書・・・原本及び写し1通

注1) 誓約書の記載については、提出書類通達別記1(カ)及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ・買主名、買主の住所、荷受人名、荷受人の住所、最終需要者名、最終需要者の住所(同様式2第1節(b)から(g))については、特定子会社名、特定子会社の住所を記載する。
- ・輸出する貨物等の欄(同様式2第2節(a))については、「包括許可取扱要領Ⅳの5に規定する貨物及び技術の範囲」と記載して構わない。
- ・輸出する貨物等の数量・重量(同様式2第2節(b))

）、契約番号/契約のサイン日（同様式2第2節（c））は「ー」と記載する。

・貨物等の用途（同様式2第3節（a））については、「特定子会社内での利用のため」と記載する。

・追加的な誓約事項等（同様式2第3節（f））の欄に、「許可を受けている特定子会社及び特定子会社包括許可申請明細書に記載されている最終需要者等への再輸出については、事前同意の対象から除外する」旨記載することができる。

注2）～注3）（略）

（い）（略）

（り）（略）

（注）必要に応じて、上記（イ）から（リ）以外の書類の提出を求めることがある。

7（略）

8 特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割

（1）（略）

（2）特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割手続

（イ）特定子会社包括輸出・役務取引許可申請と同時に分割を受けるとき

特定子会社包括輸出・役務取引許可の申請と同時に当該許可証の分割の申請を併せて行うときは、6（3）に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書を申請窓口に提出しなければならない。

（ロ）既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割を受けるとき

既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割を受けようとするときは、分割を必要とする通数に1を加えた通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書、包括輸出許可証分割申請理由書（様式第4）1通及び既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証の写し1通を申請窓口に提出しなければならない。

また、分割された特定子会社包括輸出・役務取引許可証の発行を受けるときは、既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証を申請窓口に提出しなければならない。提出された

）、契約番号/契約のサイン日（同様式2第2節（c））は「ー」と記載する。

・貨物等の用途（同様式2第3節（a））については、「特定子会社内での利用のため」と記載する。

・追加的な誓約事項等（同様式2第3節（f））の欄に、「許可を受けている特定子会社及び特定子会社包括許可申請明細書に記載されている最終需要者等への再輸出については、事前同意の対象から除外する」旨記載することができる。

注2）～注3）（略）

（い）（略）

（り）（略）

（新規）

7（略）

8 特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割

（1）（略）

（2）特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割手続

（イ）特定子会社包括輸出・役務取引許可申請と同時に分割を受けるとき

特定子会社包括輸出・役務取引許可の申請と同時に当該許可証の分割の申請を併せて行うときは、IVの6（3）に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書を申請窓口に提出しなければならない。

（ロ）既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割を受けるとき

既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証の分割を受けようとするときは、分割を必要とする通数に1を加えた通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書、包括輸出・役務取引許可証分割申請理由書（様式第4）1通及び既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証の写し1通を申請窓口に提出しなければならない。

また、分割された特定子会社包括輸出・役務取引許可証の発行を受けるときは、既に発行された特定子会社包括輸出・役務取引許可証を申請窓口に提出しなければならない。提出された

当該許可証は、必要な追記が行われたのち、申請者に返却される。

9 特定子会社包括許可の変更

(1) (略)

(2) (1)の変更をしようとするときは、特定子会社包括許可を受けた者は、変更に係る次の書類を申請窓口に提出しなければならない。

(イ)申請者、特定子会社又は最終需要者等の名称又は住所について変更が生じたとき。ただし、③から⑤までの書類については、対象となる特定子会社又は最終需要者等に係るものに限る。また、⑧については申請者に係る変更が生じたときに限る。

①～② (略)

③ 特定子会社の概要の説明書 (6 (3) (ホ)に同じ。) ・ ・ ・ 1通

④ 最終需要者等の概要の説明書 (6 (3) (リ)①に同じ。) ・ ・ ・ 1通

⑤～⑦ (略)

⑧ 変更後のチェックリスト受理票の写し (IIの5 (ハ)に同じ。) ・ ・ ・ 1通

(ロ)特定子会社又は最終需要者等を追加しようとするとき。ただし、③から⑨までの書類については、対象となる特定子会社又は最終需要者等に係るものに限る。

①～② (略)

③ 特定子会社の概要の説明書 (6 (3) (ホ)に同じ。) ・ ・ ・ 1通

④ 最終需要者等の概要の説明書 (6 (3) (リ)①に同じ。) ・ ・ ・ 1通

⑤ 特定子会社から提出された誓約事項の遵守を徹底するための管理体制を示す書類 (様式第16) ・ ・ ・ 1通

⑥ 申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間において特定子会社に対し実施した実地の監査実績を示す書類 (申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること) (特定子会社を追加する場合に限る。) ・ ・ ・ 1通

⑦ 特定子会社の誓約書 (6 (3) (チ)に同じ) ・ ・ ・ 原本

当該許可証は、必要な追記が行われたのち、申請者に返却される。

9 特定子会社包括許可の変更

(1) (略)

(2) (1)の変更をしようとするときは、特定子会社包括許可を受けた者は、変更に係る次の書類を申請窓口に提出しなければならない。

(イ)申請者、特定子会社又は最終需要者等の名称又は住所について変更が生じたとき。ただし、③から⑤までの書類については、対象となる特定子会社又は最終需要者等に係るものに限る。

①～② (略)

③ 特定子会社の概要の説明書 (IVの6 (3) (ホ)に同じ。) ・ ・ ・ 1通

④ 最終需要者等の概要の説明書 (IVの6 (3) (リ)①に同じ。) ・ ・ ・ 1通

⑤～⑦ (略)

⑧ チェックリスト受理票の写し (Iの2 (4) (ハ)に同じ。) ・ ・ ・ 1通

(ロ)特定子会社又は最終需要者等を追加しようとするとき。ただし、③から⑦までの書類については、対象となる特定子会社又は最終需要者等に係るものに限る。

①～② (略)

③ 特定子会社の概要の説明書 (IVの6 (3) (ホ)に同じ。) ・ ・ ・ 1通

④ 最終需要者等の概要の説明書 (IVの6 (3) (リ)①に同じ。) ・ ・ ・ 1通

(新規)

(新規)

⑤ 特定子会社の誓約書 (IVの6 (3) (チ)に同じ) ・ ・ ・

- 及び写し1通
- ⑧ 最終需要者等の誓約書（6（3）（リ）③に同じ）・・・
原本及び写し1通
 - ⑨ 継続的な取引実績又は見込みを示す書類（最終需要者等を追加する場合に限る。）・・・1通
 - ⑩ 原許可証の写し・・・1通
 - ⑪ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

(ハ) (略)

(注) 必要に応じて、上記（イ）から（ハ）以外の書類の提出を求めることがある。

なお、法人の代表者名が変更された場合又は単なる住居表示の変更の場合は、特定包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届（様式第5）、住居表示変更届（様式第6）を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。

代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

1 0 特定子会社包括許可の有効期限

特定子会社包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、9に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

1 1 特定子会社包括許可の更新

- (1) 1 0にかかわらず、特定子会社包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

- (2) (略)

- 原本及び写し1通
- ⑥ 最終需要者等の誓約書（IVの6（3）（リ）③に同じ）・・・
原本及び写し1通
 - ⑦ 継続的な取引実績又は見込みを示す書類（最終需要者等を追加する場合に限る。）1通
 - ⑧ 原許可証の写し・・・1通
 - ⑨ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

(ハ) (略)

(新規)

なお、法人の代表者名が変更された場合又は単なる住居表示の変更の場合は、特定包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届（様式第5）、住居表示変更届（様式第6）を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。

代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

1 0 特定子会社包括許可の有効期限

特定子会社包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

ただし、IVの9に基づく変更の申請である場合には、変更前の許可の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とする。

1 1 特定子会社包括許可の更新

- (1) IVの1 0にかかわらず、特定子会社包括許可を受けた者は、当該許可の更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該許可の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

許可の更新を受けた者は、原許可証を返還することを必要としない。

- (2) (略)

(3) 更新のための手続

特定子会社包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(ヲ)の書類を提出しなければならない。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) チェックリスト受理票の写し (Ⅱの5 (ハ) に同じ。) ・
・ ・ 1通

(ニ) 適格説明会の受講実績 (Ⅱの5 (ニ) に同じ。) ・ ・ ・ 1通

(ホ) 特定子会社の概要の説明書 (6 (3) (ホ) に同じ) ・ ・
・ 1通

(ヘ) 6 (3) (ヘ) の書類 ・ ・ ・ 1通

(ト) 申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間に
おいて特定子会社に対し実施した実地の監査実績を示す書類
(申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること) ・ ・ ・ 1通

(チ) 原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類 ・ ・ ・
1通

(リ) 6 (3) (チ) の誓約書

(ヌ) 原許可証の写し ・ ・ ・ 1通

(ル) 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包
括輸出・役務取引許可申請書

(ヲ) 6 (3) (リ) の書類 (該当する場合に限る。) ・ ・ ・ 各
1通

(注) 必要に応じて、上記(イ)から(ヲ)以外の書類の提出を
求めることがある。

1 2 (略)

1 3 特定子会社包括許可の取消及び失効

経済産業大臣は、特定子会社包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2、3若しくは4の要件を満たさなくなるとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産業大

(3) 更新のための手続

特定子会社包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(ル)の書類を提出しなければならない。

(イ)～(ロ) (略)

(ハ) チェックリスト受理票の写し (Iの2 (4) (ハ) に同じ
。) ・ ・ ・ 1通

(ニ) 適格説明会の受講実績 (Iの2 (4) (ニ) に同じ。) ・
・ ・ 1通

(ホ) 特定子会社の概要の説明書 (Ⅳの6 (3) (ホ) に同じ)
・ ・ ・ 1通

(新規)

(ヘ) 申請者又は申請者が委任する第三者が、許可の有効期間に
おいて特定子会社に対し実施した実地の監査実績を示す書類
(申請者が委任する第三者が監査を実施した場合は、その委任状の写しを添付すること) ・ ・ ・ 1通

(ト) 原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類 ・ ・ ・
1通

(チ) Ⅳの6 (3) (チ) の誓約書

(リ) 原許可証の写し ・ ・ ・ 1通

(ヌ) 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包
括輸出・役務取引許可申請書

(ル) Ⅳの6 (3) (リ) の書類 (該当する場合に限る。) ・ ・
・ 各1通

(新規)

1 2 (略)

1 3 特定子会社包括許可の取消及び失効

経済産業大臣は、特定子会社包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、Ⅳの2、3若しくは4の要件を満たさなくなるとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。

また、許可の条件で規定されている場合の他、国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、経済産業大

臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

1 4 その他

(1) 書類の提出窓口

6 (2) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) ~ (ト) (略)

(2) ~ (3) (略)

VI 特定手続等

電子情報処理組織を使用して一般包括許可、特別一般包括許可又は特定包括許可の申請を行う場合の取扱いについては、特定手続等運用通達に定めるところによる。

VII 申請書類の記載方法等

1 申請関係書類等の記載要領

(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可申請書及び特別一般包括役務取引許可申請書（様式第1、様式第2）

①~② (略)

(2) 特別一般包括許可申請明細書（様式第3）

①~④ (略)

⑤ 「提出書類確認表」の欄

申請に際し、特別一般包括許可申請明細書以外の提出書類の名称及び通数をすべて記載してください。

また、1については、「輸出・役務（使用に係るプログラム）取引」と「役務取引」のうち、該当しない方を取消線で消してください。

⑥ 欄外

原許可証を発行した窓口と異なる窓口に対して更新の申請を行うとき（IIの11（3）（ニ））は、特別一般包括許可申請明細書1ページ目下部欄外に「原許可証発行窓口と異なる窓口申請」と付記してください。

(3) 包括輸出許可証分割申請理由書（様式第4）

① 【特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許

臣が定める期日から当該許可の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

1 4 その他

(1) 書類の提出窓口

IVの6 (2) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) ~ (ト) (略)

(2) ~ (3) (略)

V 特定手続等

電子情報処理組織を使用して一般包括許可又は特定包括許可の申請を行う場合の取扱いについては、特定手続等運用通達に定めるところによる。

VI 申請書類の記載方法等

1 申請関係書類等の記載要領

(1) 特別一般包括輸出許可申請書・特別一般包括役務取引許可申請書（様式第1、様式第2）

①~② (略)

(2) 特別一般包括許可申請明細書（様式第3）

①~④ (略)

⑤ 「提出書類確認表」の欄

申請に際し、特別一般包括許可申請明細書以外の提出書類の名称及び通数をすべて記載してください。

また、1については、「輸出」と「役務取引」のうち、該当しない方を取消線で消してください。

⑥ 欄外

原許可証を発行した窓口と異なる窓口に対して更新の申請を行うとき（1の6（3）（ニ））は、特別一般包括許可申請明細書1ページ目下部欄外に「原許可証発行窓口と異なる窓口申請」と付記してください。

(3) 包括輸出許可証分割申請理由書（様式第4）

① 【特別一般包括輸出許可証／特定包括輸出許可証／特別返品

可証／特定包括輸出許可証／特別返品等包括輸出・役務取引許可証／特定子会社包括輸出・役務取引許可証】の欄

該当する許可証が判別できるよう不要部分を取消線で消してください。

② (略)

(4) 特定包括輸出許可申請書及び特定包括役務取引許可申請書 (様式第7、様式第8)

①～④ (略)

⑤ 「取引の内容」の「仕向地」の欄
需要者のある国を記載してください。

⑥ (略)

(5)～(9) (略)

(10) 一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可に係る届出書 (様式第18)

①～⑧ (略)

2 実績の報告

(1) 一般包括許可、特別一般包括許可 (様式第20、様式第21)

一般包括許可又は特別一般包括許可を受けた者は、輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地として輸出を行った貨物が、その他の軍事用途に用いられる場合若しくは用いられる疑いがある場合の輸出又は輸出令別表第3に掲げる地域を提供地として提供を行った技術が、その他の軍事用途に利用される場合若しくは利用される疑いがある場合の取引について、輸出又は取引を行った月ごとに、当該月の末締め輸出又は取引の実績を翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

ただし、同一の契約に係る輸出又は取引が複数月に渡る場合は最初の輸出日又は取引を行った日を基準にまとめて提出して下さい。その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

また、「一般」と「特別一般」のうち、該当しない方を取消線で消してください。

(2)～(4) (略)

3 一般包括許可、特別一般包括許可の処理期間

等包括輸出・役務取引許可証／特定子会社包括輸出・役務取引許可証】の欄

該当する許可証が判別できるよう不要部分を取消線で消してください。

② (略)

(4) 特定包括輸出許可申請書及び特定包括役務取引許可申請書 (様式第7、様式第8)

①～④ (略)

⑤ 「取引の内容」の「仕向地」の欄
需要者又は利用する者のある国を記載してください。

⑥ (略)

(5)～(9) (略)

(10) 一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可に係る届出書 (様式第18)

①～⑧ (略)

2 実績の報告

(1) 一般包括許可 (様式第20、様式第21)

一般包括許可を受けた者は、輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地として輸出を行った貨物が、その他の軍事用途に用いられる場合若しくは用いられる疑いがある場合の輸出又は輸出令別表第3に掲げる地域を提供地として提供を行った技術が、その他の軍事用途に利用される場合若しくは利用される疑いがある場合の取引について、輸出又は取引を行った月ごとに、当該月の末締め輸出又は取引の実績を翌月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

ただし、同一の契約に係る輸出又は取引が複数月に渡る場合は最初の輸出日又は取引を行った日を基準にまとめて提出して下さい。その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は取引がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

(2)～(4) (略)

3 一般包括許可の処理期間

特別一般包括許可の申請の場合、チェックリスト受理票が許可申請書に添付されているものであり、問題がなければ1週間程度以内での許可証の発行が目安です。また、一般包括許可についても、統括責任者及び該非確認責任者が許可申請時に登録されているものであり、問題がなければ同様です。

ただし、場合によっては、提出書類の内容の確認のため申請者に対する問い合わせを行うことがあります。申請者の回答に要する期間が許可証の発行処理期間に含まれるため、上記期間による発行を保証するものではありません。

(削除)

(別表1)

一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) 本許可は、輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域を仕向地として特定の貨物の輸出を行う場合又は同表第3に掲げる地域において特定の技術を提供することを目的とする取引を行う場合若しくは同表第3に掲げる地域の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引を行う場合に限り、これを適用することができる。</p>	
<p>(2) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可</p>	

特別一般包括許可の申請の場合、チェックリスト受理票が許可申請書に添付されているものであり、問題がなければ1週間程度以内での許可証の発行が目安です。また、一般包括許可についても、統括責任者及び該非確認責任者が許可申請時に登録されているものであり、問題がなければ同様です。

ただし、場合によっては、提出書類の内容の確認のため申請者に対する問い合わせを行うことがあります。申請者の回答に要する期間が許可証の発行処理期間に含まれるため、上記期間による発行を保証するものではありません。

4 包括許可の申請書の印刷販売

一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可の申請書を販売のため印刷しようとするときは、輸出関係書類等の印刷販売について（平成2年3月12日付け2貿易局第87号）に従い、安全保障貿易審査課に届出を行い、その確認を得る必要があります。

(別表3)

一般包括輸出許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) 本輸出許可は、輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域を仕向地として特定の貨物の輸出を行う場合に限り、これを適用することができる。</p>	
<p>(2) 一般包括輸出許可に基づき輸出を行う際は、当該輸出さ</p>	

に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、当該輸出又は技術の提供が一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。

(3) (略)

(略)

(4) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を、輸出又は技術の提供時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間保存すること。

(5) 核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる（利用される）場合、用いられる（利用される）おそれ

1) (略)

2) 「用いられる（利用される）場合」とは、輸出される貨

れる貨物の用途及び需要者について、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、当該輸出が一般包括輸出許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。

(3) (略)

(略)

(4) 一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること。

(5) 核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある

1) (略)

2) 「用いられる場合」とは、輸出される貨物が核兵器等の

がある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出又は取引に対して一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

(表)

	用途		核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地（ <u>提供地</u> ）			
用いられる（ <u>利用される</u> ）場合	輸出令別表第3に掲げる地域		失効	報告
用いられる（ <u>利用される</u> ）おそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		失効（注2）	
用いられる（ <u>利用される</u> ）疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		届出	報告

(注1) 表中、「失効」は、当該

物（提供される技術）が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる（利用される）こととなる旨、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）又はこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

3) 「用いられる（利用される）おそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成13年経済産業省令第249号）若しくは提供される技術が「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられる（利用される）おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場

場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して一般包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

(表)

	用途		核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地			
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域		失効	報告
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		失効（注2）	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域		届出	報告

(注1) 表中、「失効」は、当該

開発等やその他の軍事用途に用いられることとなる旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

3) 「用いられるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成13年経済産業省令第249号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

輸出又は取引について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出又は取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該輸出又は取引を行った後に当該輸出又は取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために用いられる又は利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

(6) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を用いて、当該輸出又は取引を行わないこと(ただし、経済産業省から当該輸出又は取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。)

(7) 前々項の報告は、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を用いて行った貨物の輸出又は役務取引について、輸出又は取引を行った月ごとに、当該月の末締め輸出又は取引実績を翌月末日までに報告するものとする。

合を指す。

4) 「用いられる(利用される)疑いがある場合」とは、上記2)、3)以外の場合であって、輸出される貨物(提供される技術)が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる(利用される)疑いのある場合を指す。

5) ~ 6) (略)

1) 同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月に亘る場合は最初の輸出日又は提供日を基準にまとめて報告するものとする。

2) 当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出

輸出について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

(6) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、一般包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと(ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。)

(7) 前々項の報告は、一般包括輸出許可を用いて行った貨物の輸出について、輸出を行った月ごとに、当該月の末締めの輸出実績を翌月末日までに報告するものとする。

4) 「用いられる疑いがある場合」とは、上記2)、3)以外の場合であって、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる疑いのある場合を指す。

5) ~ 6) (略)

1) 同一の契約に係る輸出が複数月に亘る場合は最初の輸出日を基準にまとめて報告するものとする。

2) 当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出

る。

(8) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲の輸出又は取引をしようとする場合であって、その輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は取引に対する一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、その効力を失う。

(9) 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。

(10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領 I の 2 若しくは 3 の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

(別表 2)

又は技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。

(8) 一般包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する一般包括輸出許可は、その効力を失う。

(9) 一般包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。

(10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領 I の 3 (1) 若しくは 3 (2) ① の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

(別表 4)

がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。

一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (9) (略)	
(10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領 I の <u>2</u> 若しくは <u>3</u> の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。	

(別表 3)

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	
(2) 特別一般包括輸出・役務（ <u>使用に係るプログラム</u> ）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該輸出又は技術の提供が特別一般包括輸出・役務（ <u>使用に係るプログラム</u> ）取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。	1) 需要者が確定していない輸出又は利用する者が確定していない技術の提供（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあつては、 <u>需要者又は利用する者</u> として予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（ <u>使用に係るプログラム</u> ） <u>取引許可を適用することができない</u> 第三国にて転売される予定がないことを確認すること（いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域についての確認を行えば足りる。）

一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (9) (略)	
(10) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領 I の <u>3 (1)</u> 若しくは <u>3 (2) ②</u> の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。	

(別表 1)

特別一般包括輸出許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	
(2) 特別一般包括輸出許可に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該輸出が特別一般包括輸出許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。	1) 需要者が確定していない輸出（以下「ストック販売」という。）を行う場合にあつては、 <u>需要者として</u> 予定される者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認すること（いずれも輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域についての確認を行えば足りる。）

(3) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき返送に係る輸出を行う際は、当該輸出に先立ち、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証に加えて、以下のすべての書類を作成又は入手すること。

①～③（略）

(4) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出又は技術の提供時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合

2) (略)

。 包括許可取扱要領Ⅱの4（1）②イからハのうち当該返送が該当する規定、当該返送に係る輸出の経緯、輸出される貨物の概要（輸出される貨物が輸出令別表第1の1の項に該当しないことの確認を含む。）、本邦における当該貨物の取扱の状況、輸入元及び当初の船積地域を記載事項として盛り込むこと。また、当該返送に係る輸出がⅡの4（1）②イに該当する場合は修理依頼書（クレームノート）又は修理承諾書（クレーム承諾書）、Ⅱの4（1）②ロに該当する場合は貨物の荷受人又は需要者が作成する、当該貨物の返送を求める書類を、それぞれ参考資料として入手し、（4）の対象書類としてあわせて保存すること。

(3) 特別一般包括輸出許可に基づき返送に係る輸出を行う際は、当該輸出に先立ち、特別一般包括輸出許可証に加えて、以下のすべての書類を作成又は入手すること。

①～③（略）

(4) 特別一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間、返送に係る輸出の場合は7年間保存すること

2) (略)

包括許可取扱要領Ⅰの2（3）①（ii）イからハのうち当該返送が該当する規定、当該返送に係る輸出の経緯、輸出される貨物の概要（輸出される貨物が輸出令別表第1の1の項に該当しないことの確認を含む。）、本邦における当該貨物の取扱の状況、輸入元及び当初の船積地域を記載事項として盛り込むこと。また、当該返送に係る輸出がⅠの2（3）①（ii）イに該当する場合は修理依頼書（クレームノート）又は修理承諾書（クレーム承諾書）、Ⅰの2（3）①（ii）ロに該当する場合は貨物の荷受人又は需要者が作成する、当該貨物の返送を求める書類を、それぞれ参考資料として入手し、（4）の対象書類としてあわせて保存すること。

は7年間、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間、返送に係る輸出の場合は7年間保存すること。

(5) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。

(6) (略) 1) ~ 2) (略)

(7) 核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる（利用される）場合、用いられる（利用される）おそれがある場合、その疑いのある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関を需要者（利用する者）とする場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出又は取引に対して特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告す

1) ~ 4) (略)

1) ~ 2) (略)

1) (略)
2) 「用いられる（利用される）場合」とは、輸出される貨物（提供される技術）が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる（利用される）こととなる旨、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）又はこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

。

(5) 特別一般包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。

(6) (略) 1) ~ 2) (略)

(7) 核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合、その疑いのある場合又はそのいずれにも該当しない場合であって軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関を需要者とする場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して特別一般包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出る若しくは事後に経済産業大臣に報告することが必要とされる。

1) ~ 4) (略)

1) ~ 2) (略)

1) (略)
2) 「用いられる場合」とは、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられることとなる旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

ることが必要とされる。

(表 1)

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地（提供地）		
用いられる（利用される）場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられる（利用される）おそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効（注2）	/
	上記以外	失効	
用いられる（利用される）疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

(表 2)

仕向地（提供地）	輸出令別表第3に掲げる地域以外

3) 「用いられる（利用される）おそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成13年経済産業省令第249号）若しくは提供される技術が「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」（平成13年経済産業省告示第759号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられる（利用される）おそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

4) 「用いられる（利用される）疑いがある場合」とは、上記2)、3) 以外の場合であって、輸出される貨物（提供される技術）が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる（利用される）疑いのある場合を指す。

5) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関とは、軍隊又は国防、治安の維持若し

(表 1)

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地		
用いられる場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効（注2）	/
	上記以外	失効	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

(表 2)

仕向地	輸出令別表第3に掲げる地域以外

3) 「用いられるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（平成13年経済産業省令第249号）の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

4) 「用いられる疑いがある場合」とは、上記2)、3) 以外の場合であって、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる疑いのある場合を指す。

5) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関とは、軍隊又は国防、治安の維持若し

輸出される貨物 (提供される技術)の需要者(利用する者)が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関である場合	届出(注3)
--	--------

(注1) 表中、「失効」は、当該輸出又は取引について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出又は取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該輸出又は取引を行った後に当該輸出又は取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために用いられる又は利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

(注3) 輸出される貨物又は提供される技術がストック販売される場合にあつては、需要者又は利用する者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるおそれが少ないと認められる場合は届出を行うことを要しない。

(8) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から

くは安全保障等を目的とする機関(警察及び情報機関を含む。)及びこれらの機関に属する機関をいう。

ただし、これらの機関を需要者(利用する者)とする場合であっても、懸念がないことが明らかな場合として次に掲げるものに該当する場合は届出を行うことを要しない。

1. ～3. (略)

6) ～7) (略)

8) おそれが少ないと認められる場合とは、輸出される貨物(提供される技術)と同種の貨物(技術)が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関に提供される旨、又は同種の貨物(技術)が過去提供された旨、当該輸出(取引)に関する契約書又は輸出者(取引を行おうとする者)が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合及び貨物の輸入者(取引の相手方)若しくは需要者(利用する者)若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合のいずれにも該当しない場合をいう。

輸出される貨物の需要者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関である場合	届出(注3)
--	--------

(注1) 表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

「報告」は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

(注3) 輸出される貨物がストック販売される場合にあつては、需要者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるおそれが少ないと認められる場合は届出を行うことを要しない。

(8) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から

くは安全保障等を目的とする機関(警察及び情報機関を含む。)及びこれらの機関に属する機関をいう。

ただし、これらの機関を需要者とする場合であっても、懸念がないことが明らかな場合として次に掲げるものに該当する場合は届出を行うことを要しない。

1. ～3. (略)

6) ～7) (略)

8) おそれが少ないと認められる場合とは、輸出される貨物と同種の貨物が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関に提供される旨、又は同種の貨物が過去提供された旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合及び貨物の輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合のいずれにも該当しない場合をいう。

14日間、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を用いて、当該輸出又は取引を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出又は取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。

(9) 前々項の報告は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を用いて行った貨物の輸出又は役務取引について、輸出又は取引を行った月ごとに、当該月の末締め輸出又は取引実績を翌月末日までに報告するものとする。

(10) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲の輸出又は取引をしようとする場合であって、その輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は取引に対する特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、その効力を失う。

(11) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は、許可後にお

- 1) 同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月に亘る場合は最初の輸出日又は提供日を基準にまとめて報告するものとする。
- 2) 当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。

14日間、特別一般包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと（ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。）。

(9) 前々項の報告は、特別一般包括輸出許可を用いて行った貨物の輸出について、輸出を行った月ごとに、当該月の末締めの輸出実績を翌月末日までに報告するものとする。

(10) 特別一般包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特別一般包括輸出許可は、その効力を失う。

(11) 特別一般包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改

- 1) 同一の契約に係る輸出が複数月に亘る場合は最初の輸出日を基準にまとめて報告するものとする。
- 2) 当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載するものとする。

いても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。

(1 2) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領 II の 2 若しくは 3 の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

正に伴い変更されることがある。

(1 2) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領 I の 2 (1) 若しくは 2 (2) ① の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

(別表 4)

特別一般包括役務取引許可の条件	許 可 条 件 の 適 用
(1) ~ (2) (略)	
(3) 特別一般包括役務取引許可に基づき返送に係る技術の提供を行う際は、当該提供に先立ち、当該技術の提供が返送に係る技術の提供であることを証する書類を作成すること。	包括許可取扱要領 <u>II</u> の 4 (2) ②イからニのうち当該返送が該当する規定、当該返送に係る技術の提供の経緯、提供される技術の概要（提供される技術が外為令別表の 1 の項に該当しないことの確認を含む。）、本邦における当該技術の取扱の状況及び提供元を記載事項として盛り込むこと。また、当該返送に係る技術の提供が <u>II</u> の 4 (2) ②ロに該当する場合は修理依頼書（クレームノート）又は修理承諾書（クレーム承諾書）、 <u>II</u> の 4 (2) ②ハに該当する場合は取引の相手方又は利用する者が

(別表 2)

特別一般包括役務取引許可の条件	許 可 条 件 の 適 用
(1) ~ (2) (略)	
(3) 特別一般包括役務取引許可に基づき返送に係る技術の提供を行う際は、当該提供に先立ち、当該技術の提供が返送に係る技術の提供であることを証する書類を作成すること。	包括許可取扱要領 <u>I</u> の 2 (3) ② (ii) イからニのうち当該返送が該当する規定、当該返送に係る技術の提供の経緯、提供される技術の概要（提供される技術が外為令別表の 1 の項に該当しないことの確認を含む。）、本邦における当該技術の取扱の状況及び提供元を記載事項として盛り込むこと。また、当該返送に係る技術の提供が <u>I</u> の 2 (3) ② (ii) ロに該当する場合は修理依頼書（クレームノート）又は修理承諾書（クレーム承諾書）、 <u>I</u> の 2 (3) ② (ii) ハに該当する場合は取引の相手

作成する当該技術の返送を求める書類、Ⅱの4(2)②に該当する場合は当該技術が無償で本邦に提供され及び外国に提供されることを証する書類を参考資料として入手し、(4)の対象書類としてあわせて保存すること。

(4)～(5) (略)

(6) 包括許可取扱要領Ⅱの4(2)①に該当する特別一般包括役務取引に係る技術の提供のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の外国において輸出令別表第1の2から15の項までのいずれかに該当する貨物を製造するために用いられる外為令別表の2から14の項までのいずれかに該当する設計又は製造に係る技術の提供の実績について、(5)の輸出者等概要・自己管理チェックリストの提出の際に、あわせて経済産業大臣に報告すること。

(7)～(12) (略)

(13) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認

方又は利用する者が作成する当該技術の返送を求める書類、Iの2(3)②(ii)に該当する場合は当該技術が無償で本邦に提供され及び外国に提供されることを証する書類を参考資料として入手し、(4)の対象書類としてあわせて保存すること。

(4)～(5) (略)

(6) 包括許可取扱要領Iの2(3)②(i)に該当する特別一般包括役務取引に係る技術の提供のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の外国において輸出令別表第1の2から15の項までのいずれかに該当する貨物を製造するために用いられる外為令別表の2から14の項までのいずれかに該当する設計又は製造に係る技術の提供の実績について、(5)の輸出者等概要・自己管理チェックリストの提出の際に、あわせて経済産業大臣に報告すること。

(7)～(12) (略)

(13) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Iの2(1)若しくは2(2)②の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点か

められるときは、本許可が取り消されることがある。

ら必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

(別表5)

特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	
(2) <u>輸入者と需要者が異なる場合は、貨物の輸出を行おうとする時に契約書その他の申請者が入手した文書等により、輸出しようとする貨物が需要者に到達することが確からしいか確認すること。</u>	
(3) <u>最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。</u>	(略)
(4) <u>特定包括輸出許可に係る輸出の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。ただし、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に</u>	(略)

(別表5)

特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	
<u>(新規)</u>	
(2) <u>最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。</u>	(略)
(3) <u>特定包括輸出許可に係る輸出の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。ただし、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に</u>	(略)

定めるところにより特定包括輸出許可の申請を行った者についてはこの限りでない。

- (5) 特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること。
- (6) 特定包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。 1) ~ 4) (略)
- (7) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。 1) ~ 2) (略)
- (8) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して特定包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届

定めるところにより特定包括輸出許可の申請を行った者についてはこの限りでない。

- (4) 特定包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合は5年間保存すること。
- (5) 特定包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。 1) ~ 4) (略)
- (6) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。 1) ~ 2) (略)
- (7) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して特定包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届

け出ることが必要とされる。
(表) (略)

(9) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと(ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。)

(10) 特定包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。

(11) 特定包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。

(12) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅲの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

け出ることが必要とされる。
(表) (略)

(8) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定包括輸出許可を用いて、当該貨物の輸出を行わないこと(ただし、経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。)

(9) 特定包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特定包括輸出許可は、その効力を失う。

(10) 特定包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。

(11) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

(別表6)

特定包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	
(2) <u>取引の相手方と利用する者が異なる場合は、技術の提供を行おうとする時に契約書その他の申請者が入手した文書等により、提供しようとする技術が利用する者に到達することが確からしいか確認すること。</u>	
(3) <u>最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。</u>	(略)
(4) <u>特定包括役務取引許可に係る取引の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。</u>	(略)
(5) <u>特定包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の</u>	

(別表6)

特定包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略)	
(新規)	
(2) <u>最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。</u>	(略)
(3) <u>特定包括役務取引許可に係る取引の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。</u>	(略)
(4) <u>特定包括役務取引許可に基づき技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の</u>	

技術の提供の場合は5年間保存すること。

(6) 特定包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。

1) ~ 4) (略)

(7) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときには、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。

1) ~ 2) (略)

(8) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して特定包括役務取引許可が効力を失い又は、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

1) ~ 5) (略)

(表) (略)

(9) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと(ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。)

技術の提供の場合は5年間保存すること。

(5) 特定包括役務取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。

1) ~ 4) (略)

(6) 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときには、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。

1) ~ 2) (略)

(7) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に利用される場合、利用されるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その取引に対して特定包括役務取引許可が効力を失い又は、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

1) ~ 5) (略)

(表) (略)

(8) 前項の届出を行った場合、当該届出が受理された日から14日間、特定包括役務取引許可を用いて、当該取引を行わないこと(ただし、経済産業省から当該取引について異議がない旨連絡を受けた場合を除く。)

(10) 特定包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。

(11) 特定包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。

(12) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅲの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

(9) 特定包括役務取引許可の範囲の取引をしようとする場合であって、その取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その取引に対する特定包括役務取引許可は、その効力を失う。

(10) 特定包括役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。

(11) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅱの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

(別表7)

特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (7) (略)	
(8) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅳの2若しくは3の要件	

(別表7)

特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (7) (略)	
(8) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領Ⅲの2若しくは3の要件	

を満たさなくなつたとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

を満たさなくなつたとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。

(別表 8)

特定子会社包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (2) (略)	
(3) 特定子会社から再輸出等に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意の手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。	(略)
(4) 特定子会社包括輸出・役務取引許可に係る輸出又は取引の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること(特定子会社を輸入者又は取引の相手方として、特定子会社又は最終需要者等(包括許可取扱要領Vの6(3)(ロ)に規定する最終需要者等)に対する輸出又は取引(ストック販売)の年間(暦年)の実績を含む。)。ただし、包括許可取扱要領Vの5(2)③に係る技術の提供については、実績報告の対象と	1) ~ 2) (略)

(別表 8)

特定子会社包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ~ (2) (略)	
(3) 特定子会社から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときには速やかに経済産業省に事前同意の手続きを行い、経済産業省の指示に従うこと。	(略)
(4) 特定子会社包括輸出・役務取引許可に係る輸出又は取引の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること(特定子会社を輸入者又は取引の相手方として、特定子会社又は最終需要者等(包括許可取扱要領IVの6(3)(ロ)に規定する最終需要者等)に対する輸出又は取引(ストック販売)の年間(暦年)の実績を含む。)。ただし、包括許可取扱要領IVの5(2)③に係る技術の提供については、実績報告の対象と	1) ~ 2) (略)

しない。なお、経済産業省から求めがあった時は、この限りではない。

また、輸入者又は取引の相手方となる特定子会社における貨物の保管、再販売若しくは再輸出又は技術の保管、再提供の状況を半年毎に経済産業大臣に報告すること。

(5) (略)

(略)

(6) 特定子会社包括輸出・役務取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時又は技術の提供時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供若しくは包括許可取扱要領Vの5(2)③に係る技術の提供の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間保存すること。

(7) ~ (13) (略)

(略)

(14) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領のVの2、3若しくは

しない。なお、経済産業省から求めがあった時は、この限りではない。

また、輸入者又は取引の相手方となる特定子会社における貨物の保管、再販売若しくは再輸出又は技術の保管、再提供の状況を半年毎に経済産業大臣に報告すること。

(5) (略)

(略)

(6) 特定子会社包括輸出・役務取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時又は技術の提供時から少なくとも、輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供若しくは包括許可取扱要領IVの5(2)③に係る技術の提供の場合は7年間、輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は5年間保存すること。

(7) ~ (13) (略)

(略)

(14) 法令若しくは許可の条件に違反したとき、包括許可取扱要領のIVの2、3若しくは

4の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可の全部又は一部を取り消されることがある。

[別表A]

一般包括輸出許可／特別一般包括輸出許可／
特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス
[2の項]～[15の項] (略)

[別表B]

一般包括役務取引許可／特別一般包括役務取引許可／
特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス
[2の項]～[15の項] (略)

注1)～注5) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙抜粋 (略)

4の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認められるときは、本許可の全部又は一部を取り消されることがある。

[別表A]

特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／
特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス
[2の項]～[15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／
特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス
[2の項]～[15の項] (略)

注1)～注5) (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙抜粋 (略)

様式第1 IIの5(イ)① 関係

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特等リレー船及び船舶輸送・役務（使用に係るプログラム）取付許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特別一般船舶輸送・役務（使用に係るプログラム）取付許可の範囲

包船許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸注注意事項17第7号）のIIの4の(1)に掲げるもの

※許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第25条第1項
 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第8条第2項
 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項 } の規定により
 次条件を付して許可する。
 許可しない。

条件 包船許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸注注意事項17第7号）の IIの6の(1) に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

注 (1) ※印は欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A2に準じます。

様式第1 I-2(4)(イ)① 関係

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経 済 産 業 省

特等リレー船及び船舶輸送許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特別一般船舶輸送許可の範囲

包船許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸注注意事項17第7号）の Iの2の(3)① に掲げるもの

※許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により
 次条件を付して許可する。
 許可しない。

条件 包船許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸注注意事項17第7号）の Iの2の(3)① に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

注 (1) ※印は欄は、記入しないでください。

(2) 用紙の大きさは、A2に準じます。

様式第2 (Ⅱ)の5(イ)② 関係

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特 別 一 般 包 括 役 務 取 扱 可 限 年 可 申 請 書

※ 許 可 番 号	
※ 有 効 と な る 日	
※ 有 効 期 限	

経済産業大臣 殿

申 請 者 _____ 申請年月日 _____
記名押印
又は署名
 住 所 _____ 電 話 番 号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特別一般包括役務取扱い可の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のⅡの4の(2)に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第25条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項 } の規定により
 次の条件を付して許可する。
 許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のⅡの6の(2)に
 掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

注 (1) 注記欄に記入してください。
 (2) 用紙の大きさは、A4は景とします。

様式第2 (Ⅰ-2(4)-(イ)②) 関係

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特 別 一 般 包 括 役 務 取 扱 可 限 年 可 申 請 書

※ 許 可 番 号	
※ 有 効 と な る 日	
※ 有 効 期 限	

経済産業大臣 殿

申 請 者 _____ 申請年月日 _____
記名押印
又は署名
 住 所 _____ 電 話 番 号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特別一般包括役務取扱い可の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のⅠの2の(3)②に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第25条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項 } の規定により
 次の条件を付して許可する。
 許 可 し な い 。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のⅠの2の(5)②
 に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

注 (1) 注記欄に記入してください。
 (2) 用紙の大きさは、A4は景とします。

様式第3

特別一般包括許可申請明細書

経済産業大臣 殿

年 月 日

申請者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

1. 申請者の概要

事業内容			
輸出管理内部規程 受理票発行年月日	年 月 日	輸出管理内部規程 受理番号	

(新規・変更・更新の別)
2. 申請理由 (変更の場合にあっては変更事項、変更理由並びに変更を要する原許可証の番号、有効期限及び発効通数、更新にあっては更新理由並びに更新する原許可証の番号、有効期限及び通数)

(申請と同時に特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の分割を受けようとする場合)
3. 分割を必要とする理由及び必要通数

様式第3

特別一般包括許可申請明細書

経済産業大臣 殿

年 月 日

申請者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

1. 申請者の概要

事業内容			
輸出管理内部規程 受理票発行年月日	年 月 日	輸出管理内部規程 受理番号	

(新規・変更・更新の別)
2. 申請理由 (変更の場合にあっては変更事項、変更理由並びに変更を要する原許可証の番号、有効期限及び発効通数、更新にあっては更新理由並びに更新する原許可証の番号、有効期限及び通数)

(申請と同時に特別一般包括輸出許可の分割を受けようとする場合)
3. 分割を必要とする理由及び必要通数

4. 提出書類確認表（本書面を除く）

	書類の種類	通数	備考
1	特別一般包括（輸出・ <u>役務（使用に係るプログラム）取引</u> ／役務取引） 許可申請書		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

（注） 備考欄は記入しないでください。

4. 提出書類確認表（本書面を除く）

	書類の種類	通数	備考
1	特別一般包括（輸出・役務取引）許可申請書		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

（注） 備考欄は記入しないでください。

様式第4

年 月 日

包括輸出許可証分割申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

下記のとおり、既に発行された【特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証/特定包括輸出許可証/特別返品等包括輸出・役務取引許可証/特定子会社包括輸出・役務取引許可証】の分割を申請します。

記

1. 分割を必要とする理由
2. 分割を必要とする許可証の許可番号
3. 必要通数

様式第5～様式第6 (略)

様式第4

年 月 日

包括輸出許可証分割申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

下記のとおり、既に発行された【特別一般包括輸出許可証/特定包括輸出許可証/特別返品等包括輸出・役務取引許可証/特定子会社包括輸出・役務取引許可証】の分割を申請します。

記

1. 分割を必要とする理由
2. 分割を必要とする許可証の許可番号
3. 必要通数

様式第5～様式第6 (略)

様式第7 (III-5 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経済産業省

特定包材再輸出許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。
取引の内容

- 買主 _____
住所 _____
- 荷受人 _____
住所 _____
- 需要者 (貨物を消費し、又は加工する者) _____
住所 _____
- 仕向地 _____
経由地 _____
- 特定包材再輸出申請に係る貨物の範囲

※許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により
 次 の 条 件 を 付 し て 許 可 す る。
 許 可 し な い。

条件 包材再輸出取扱要領 (平成17・02・23貿易第1号・輸出入法第17第7号) のⅢの6の(1)に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印
 日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は記入しないでください。
 (2) 印の大きさは、A列4番以上です。

様式第7 (別紙1) ~ (別紙2) (略)

様式第7 (II-5 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2
主務官庁	経済産業省

特定包材再輸出許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。
取引の内容

- 買主 _____
住所 _____
- 荷受人 _____
住所 _____
- 需要者 (貨物を消費し、又は加工する者) _____
住所 _____
- 仕向地 _____
経由地 _____
- 特定包材再輸出申請に係る貨物の範囲

※許可又は不許可

この申請を、
 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により
 次 の 条 件 を 付 し て 許 可 す る。
 許 可 し な い。

条件 包材再輸出取扱要領 (平成17・02・23貿易第1号・輸出入法第17第7号) のⅢの6の(1)に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印
 日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は記入しないでください。
 (2) 印の大きさは、A列4番以上です。

様式第7 (別紙1) ~ (別紙2) (略)

様式第8 III-5 (2) 関係

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経済産業省

特定包括役務取引許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
記名押印
又は署名 _____

住所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 取引の相手方 _____

住所 _____

2 利用する者 (取引に係る技術の提供を受けて利用する者) _____

住所 _____

3 特定包括役務取引許可申請に係る役務取引の内容

※ 許可又は不許可

この申請を、

外国為替及び外国貿易法第25条第1項
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項

の規程により、

次の条件を付して許可する。
許可しない。

条件 本申請可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIIIの6の②に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日付 _____

資格 _____

記名押印 _____

注 (1) 捺印の欄は、記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは、A4用紙とします。

様式第8 (別紙1) ~ (別紙2) (略)
様式第9 ~ 様式第10 (略)

様式第8 II-5 (2) 関係

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経済産業省

特定包括役務取引許可申請書

※ 許可番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
記名押印
又は署名 _____

住所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 取引の相手方 _____

住所 _____

2 利用する者 (取引に係る技術の提供を受けて利用する者) _____

住所 _____

3 特定包括役務取引許可申請に係る役務取引の内容

※ 許可又は不許可

この申請を、

外国為替及び外国貿易法第25条第1項
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項

の規程により、

次の条件を付して許可する。
許可しない。

条件 包括許可取扱要領 (平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号) のIIの6の②に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日付 _____

資格 _____

記名押印 _____

注 (1) 捺印の欄は、記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは、A4用紙とします。

様式第8 (別紙1) ~ (別紙2) (略)
様式第9 ~ 様式第10 (略)

様式第11 (Ⅳ-5 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経済産業省

特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____

記名押印
又は署名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特別返品等包括輸出・役務取引許可の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のⅣの4の（1）及び（2）に掲げるもの

※許可又は不許可

この申請を

外国為替及び外国貿易法第25条第1項 外国為替及び外国貿易法第48条第1項 外国為替及び外国貿易法第67条第1項 輸出貿易管理令第8条第2項 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項	の規程により	次の条件を付して許可する。 許可しない。
---	--------	-----------------------------

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅣの6に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印
日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) 捺印の欄は、記入しなくてもよい。
(2) 用紙の大きさは、A4に準じます。

様式第11 (2枚目) (略)
様式第12～様式第13 (略)

様式第11 (Ⅲ-5 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経済産業省

特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____

記名押印
又は署名 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特別返品等包括輸出許可の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のⅢの4の（1）及び（2）に掲げるもの

※許可又は不許可

この申請を

外国為替及び外国貿易法第25条第1項 外国為替及び外国貿易法第48条第1項 外国為替及び外国貿易法第67条第1項 輸出貿易管理令第8条第2項 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項	の規程により	次の条件を付して許可する。 許可しない。
---	--------	-----------------------------

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号）のⅢの6に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印
日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) 捺印の欄は、記入しなくてもよい。
(2) 用紙の大きさは、A4に準じます。

様式第11 (2枚目) (略)
様式第12～様式第13 (略)

様式第14 (V-6 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 特定子会社（輸入者若しくは取引の相手方又は最終需要者又は利用する者）

（特定子会社①）

名 称 _____

住 所 _____

（特定子会社②）

名 称 _____

住 所 _____

2 特定子会社包括輸出・役務取引許可申請に係る貨物及び役務取引の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のVの5の(1)及び(2)に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を

外国為替及び外国貿易法第25条第1項 外国為替及び外国貿易法第48条第1項 外国為替及び外国貿易法第67条第1項 輸出貿易管理令第8条第2項 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項	}	の規程により
---	---	--------

次の条件を付して許可する。
許 可 し な い。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のVの7に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印
 日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

注 ① 空欄の欄は、記入しなくてもよい。
 ② 期限の満了日は、A型は書かなくてよい。

様式第15～様式第17（略）

様式第14 (IV-6 (1) 関係)

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特定子会社包括輸出・役務取引許可申請書

※許可番号	
※有効となる日	
※有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者 _____ 申請年月日 _____
 記名押印
 又は署名 _____
 住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

取引の内容

1 特定子会社（輸入者若しくは取引の相手方又は最終需要者又は利用する者）

（特定子会社①）

名 称 _____

住 所 _____

（特定子会社②）

名 称 _____

住 所 _____

2 特定子会社包括輸出・役務取引許可申請に係る貨物及び役務取引の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIVの5の(1)及び(2)に掲げるもの

※ 許可又は不許可

この申請を

外国為替及び外国貿易法第25条第1項 外国為替及び外国貿易法第48条第1項 外国為替及び外国貿易法第67条第1項 輸出貿易管理令第8条第2項 貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項	}	の規程により
---	---	--------

次の条件を付して許可する。
許 可 し な い。

条件 包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIVの7に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印
 日 付 _____
 資 格 _____
 記名押印 _____

様式第15～様式第17（略）

様式第 18

番 号		受付年月日	
-----	--	-------	--

一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可に係る届出書

1. 提出者 (氏名又は名称) (住 所) 印	担当者 (氏名) (所属) (電話) (FAX)
2. 包括許可番号 許可年月日 輸出又は取引予定日	
3-1. 貨物名	3-2. 技術名
4-1. メーカー名	4-2. 提供者名
5. 貨物の輸送ルート (経由地 (積替地又は寄港地) をすべて記載) (積出港) (経由地) (最終仕向地及び通関地)	
6. 需要者等の名称、所在地及び概略並びに 3-1. 又は 3-2. で記載した貨物の 設置 (使用) 又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地	
7. 需要等の概要 (3-1. 又は 3-2. で記載した貨物又は提供する技術の使用目 的及び使用方法等)	
8. 届出項目 (疑いの内容について記載)	
特記事項	

太枠内を記入してください。

添付資料：・「貨物・技術の概要及び特性」(参考 1)

- ・カタログ又は仕様書等の技術資料
- ・商談全体の内容がわかるもの (例えば既に契約しているものについては
契約書)
- ・届出の事由を示す文書等 (参考 2)

様式第 18 (参考 1)、(参考 2)、(別添様式) (略)
様式第 19 (略)

様式第 18

番 号		受付年月日	
-----	--	-------	--

一般包括許可、特定包括許可及び特定子会社包括許可に係る届出書

1. 提出者 (氏名又は名称) (住 所) 印	担当者 (氏名) (所属) (電話) (FAX)
2. 包括許可番号 許可年月日 輸出又は取引予定日	
3-1. 貨物名	3-2. 技術名
4-1. メーカー名	4-2. 提供者名
5. 貨物の輸送ルート (経由地 (積替地又は寄港地) をすべて記載) (積出港) (経由地) (最終仕向地及び通関地)	
6. 需要者等の名称、所在地及び概略並びに 3-1. 又は 3-2. で記載した貨物の 設置 (使用) 又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地	
7. 需要等の概要 (3-1. 又は 3-2. で記載した貨物又は提供する技術の使用目 的及び使用方法等)	
8. 届出項目 (疑いの内容について記載)	
特記事項	

太枠内を記入してください。

添付資料：・「貨物・技術の概要及び特性」(参考 1)

- ・カタログ又は仕様書等の技術資料
- ・商談全体の内容がわかるもの (例えば既に契約しているものについては
契約書)
- ・届出の事由を示す文書等 (参考 2)

様式第 18 (参考 1)、(参考 2)、(別添様式) (略)
様式第 19 (略)

一般／特別一般包括輸出・登録・使用に係るプログラム取引許可に係る実績報告書
(報告の対象となる期間：平成 年 月～平成 年 月)

許可番号 _____ 受付年月日 _____

経産省 大臣 殿

輸出者 氏名押印又は署名 _____
住所 担当者(代表者) _____ (氏名) _____
電話番号(_____)、(内線) _____

下記のとおり報告します。

<用いられる又は利用される場合>

仕向地 国名(国名・ 自治区 等を含む)又は 領土 領海	数量 単位 又は個 数	種類 又は 品名	総額	輸出令別表第 1番号又は外 為令別表番号	輸出者又は 輸入者の 名称	需要者又は 利用する者 の所在地	需要等の概要(貨物又は 提供する技術の品目等)と 及び年月(方法等)	その他の事項(用途 と相付した品目)	通関手 は取引 年月日

<用いられる又は利用されない場合>

仕向地 国名(国名・ 自治区 等を含む)又は 領土 領海	数量 単位 又は個 数	種類 又は 品名	総額	輸出令別表第 1番号又は外 為令別表番号	輸出者又は 輸入者の 名称	需要者又は 利用する者 の所在地	需要等の概要(貨物又は 提供する技術の品目等)と 及び年月(方法等)	その他の事項(用途 と相付した品目)	通関手 は取引 年月日

注 (1) 本表式に準って、輸出者において、報告書を作成して下さい。

(2) 品名の本数は、A列3番(積数)とします。

(3) 対象月に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。

(4) 同一の契約に係る輸出又は取引の品目は複数の品目である場合は、品名を併記して下さい。また、品名が同一である場合は、品名を併記して下さい。

特別一般／一般包括輸出許可に係る実績報告書
(報告の対象となる期間：平成 年 月～平成 年 月)

許可番号 _____ 受付年月日 _____

経産省 大臣 殿

輸出者 氏名押印又は署名 _____
住所 担当者(代表者) _____ (氏名) _____
電話番号(_____)、(内線) _____

下記のとおり報告します。

<用いられる場合>

仕向地 国名(国名・ 自治区 等を含む)	数量 単位	種類 又は 品名	総額	輸出令別表第 1番号	輸出者の 名称	需要者の 所在地	需要等の概要(貨物又は 提供する技術等) 目録及び年月(方法等)	その他の事項(用途 と相付した品目)	通関手 は取引 年月日

<用いられない場合>

仕向地 国名(国名・ 自治区 等を含む)	数量 単位	種類 又は 品名	総額	輸出令別表第 1番号	輸出者の 名称	需要者の 所在地	需要等の概要(貨物又は 提供する技術等) 目録及び年月(方法等)	その他の事項(用途 と相付した品目)	通関手 は取引 年月日

注 (1) 本表式に準って、輸出者において、報告書を作成して下さい。

(2) 品名の本数は、A列3番(積数)とします。

(3) 対象月に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。

(4) 同一の契約に係る輸出又は取引の品目は複数の品目である場合は、品名を併記して下さい。また、品名が同一である場合は、品名を併記して下さい。

一般／特別一般当座役務取引許可に係る実績報告書
(報告の対象となる期間：平成 年 月～平成 年 月)

許可番号	受付年月日
------	-------

逓送産業大巨 殿

樋口 晋
記名押印又は署名
住所
担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____
電話番号(_____)、(六桁) _____

下記のとおり報告します。

＜利用される場合＞

提供地	技術名	提供番号	数量 単位	交付	総額	外為 令別添番 号	利用する 者の名称	利用する 者の所在地	要等の要 求(提供す る要等の 交付目的 及び使 用方法等)	その他の 重要理由 と判断した 理由	取引 年月日

＜利用される疑いがある場合＞

提供地	技術名	提供番号	数量 単位	交付	総額	外為 令別添番 号	利用する 者の名称	利用する 者の所在地	要等の要 求(提供す る要等の 交付目的 及び使 用方法等)	その他の 重要理由 と判断した 理由	取引 年月日

注(1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成して下さい。
 (2) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とします。
 (3) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。
 (4) 同一の契約に係る技術の提供が複数月に渡る場合には最初の取引を行なった日を最初に基づいて報告して下さい。
 その他、当該契約に關し、報告時点で実際に履行されていない取引がある場合は、契約に基づいて見込みを記載して下さい。

特別一般／一般当座役務取引許可に係る実績報告書
(報告の対象となる期間：平成 年 月～平成 年 月)

許可番号	受付年月日
------	-------

逓送産業大巨 殿

樋口 晋
記名押印又は署名
住所
担当者(所属部署名) _____、(氏名) _____
電話番号(_____)、(六桁) _____

下記のとおり報告します。

＜利用される場合＞

提供地	技術名	提供番号	数量 単位	交付	総額	外為 令別添番 号	利用する 者の名称	利用する 者の所在地	要等の要 求(提供す る要等の 交付目的 及び使 用方法等)	その他の 重要理由 と判断した 理由	取引 年月日

＜利用される疑いがある場合＞

提供地	技術名	提供番号	数量 単位	交付	総額	外為 令別添番 号	利用する 者の名称	利用する 者の所在地	要等の要 求(提供す る要等の 交付目的 及び使 用方法等)	その他の 重要理由 と判断した 理由	取引 年月日

注(1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成して下さい。
 (2) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とします。
 (3) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載して下さい。
 (4) 同一の契約に係る技術の提供が複数月に渡る場合には最初の取引を行なった日を最初に基づいて報告して下さい。
 その他、当該契約に關し、報告時点で実際に履行されていない取引がある場合は、契約に基づいて見込みを記載して下さい。

様式第 2 2 ～様式第 2 5 (略)

様式 a ～様式 a の 2 (略)

記載例 1 (略)

様式第 2 2 ～様式第 2 5 (略)

様式 a ～様式 a の 2 (略)

記載例 1 (略)